

ハンドブック | 老齢基礎年金

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| I. 業務支援ツールの全体を理解する | 2 |
| 1. 業務支援ツール取扱説明書 | |
| (1) 業務支援ツールの目的 | |
| (2) 業務支援ツールの範囲 | |
| (3) 業務支援ツールの全体像 | |
| (4) 業務支援ツールの使用場面 | |
| (5) 業務支援ツールのコンセプトおよび使い方 | |
| (6) 注意事項 | |
| II. 判断フロー | 17 |
| 1. 全体フロー | |
| 2. 受給要件の確認～老齢基礎年金の対象者か否か～ | |
| 3. 受給要件の確認～必要な資格期間を満たしているか否か～ | |
| 4. いつから？ | |
| 5. 年金額はいくら？ | |
| 6. 年金額を増やすには？ | |
| III. カードの組合せ | 23 |
| 1. ターンアラウンド請求書が送付されている場合 | |
| 2. ターンアラウンド請求書が送付されていない場合 | |
| 3. 「説明事項のご確認」に沿ってカードを提示する場合 | |
| IV. お手続きガイド解説 | 24 |
| V. 日本年金機構の執務用資料集 | 43 |
| 1. 疑義照会 | |
| 2. 本人確認の取扱い | |
| 3. 原本還付の取扱い | |

【特設ホームページへのアクセス方法】

- 厚生労働省ホーム > 年金・日本年金機構関係 > 市町村国民年金事務サポートツール
> 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

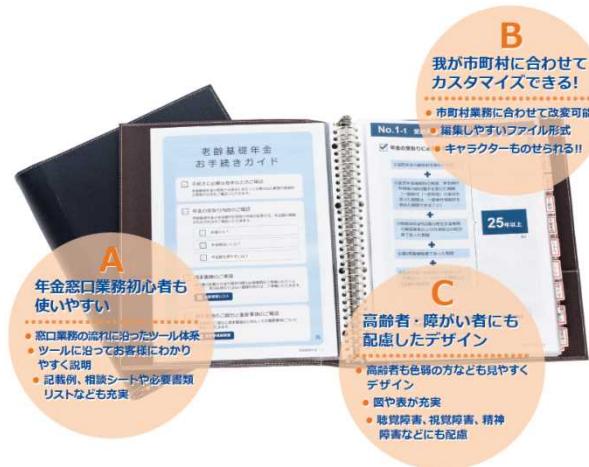
○

I 業務支援ツールの全体を理解する

1. 業務支援ツール取扱説明書

(1) 業務支援ツールの目的

業務支援ツールは、市区町村における国民年金の窓口業務を、漏れなく円滑に実施するために作成されています。窓口業務経験初心者にとっても使いやすいように構成が工夫され、また、来庁した高齢者や障がい者にも分かりやすいように配慮してデザインされています。また、市区町村ごとの実態に合わせてカスタマイズできることから、国民年金の窓口業務をよりスムーズに実施することができます。



(2) 業務支援ツールの範囲

業務支援ツールは、事務量の多い業務や窓口応対が難しい業務（加入・喪失・各種変更、免除・納付猶予、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金・寡婦年金）を主な範囲として作成されています。

| 業務支援ツール の区分 | 業務支援ツールの対象業務 | | | |
|----------------|--------------|------------|---------|-------|
| 加入・喪失・各種変更 | ●資格取得（任意加入） | ●その他関係届出 | | |
| 免除・納付猶予 | ●法定免除 | ●申請免除 | ●学生納付特例 | ●納付猶予 |
| 老齢基礎年金 | ●老齢基礎年金 | 本ガイドブックの範囲 | | |
| 障害基礎年金 | ●障害基礎年金 | | | |
| 遺族基礎年金 | ●遺族基礎年金 | | | |
| 未支給年金 | ●未支給請求 | | | |
| 死亡一時金・寡婦年金 | ●死亡一時金 | ●寡婦年金 | | |

I

業務支援ツールの全体を理解する

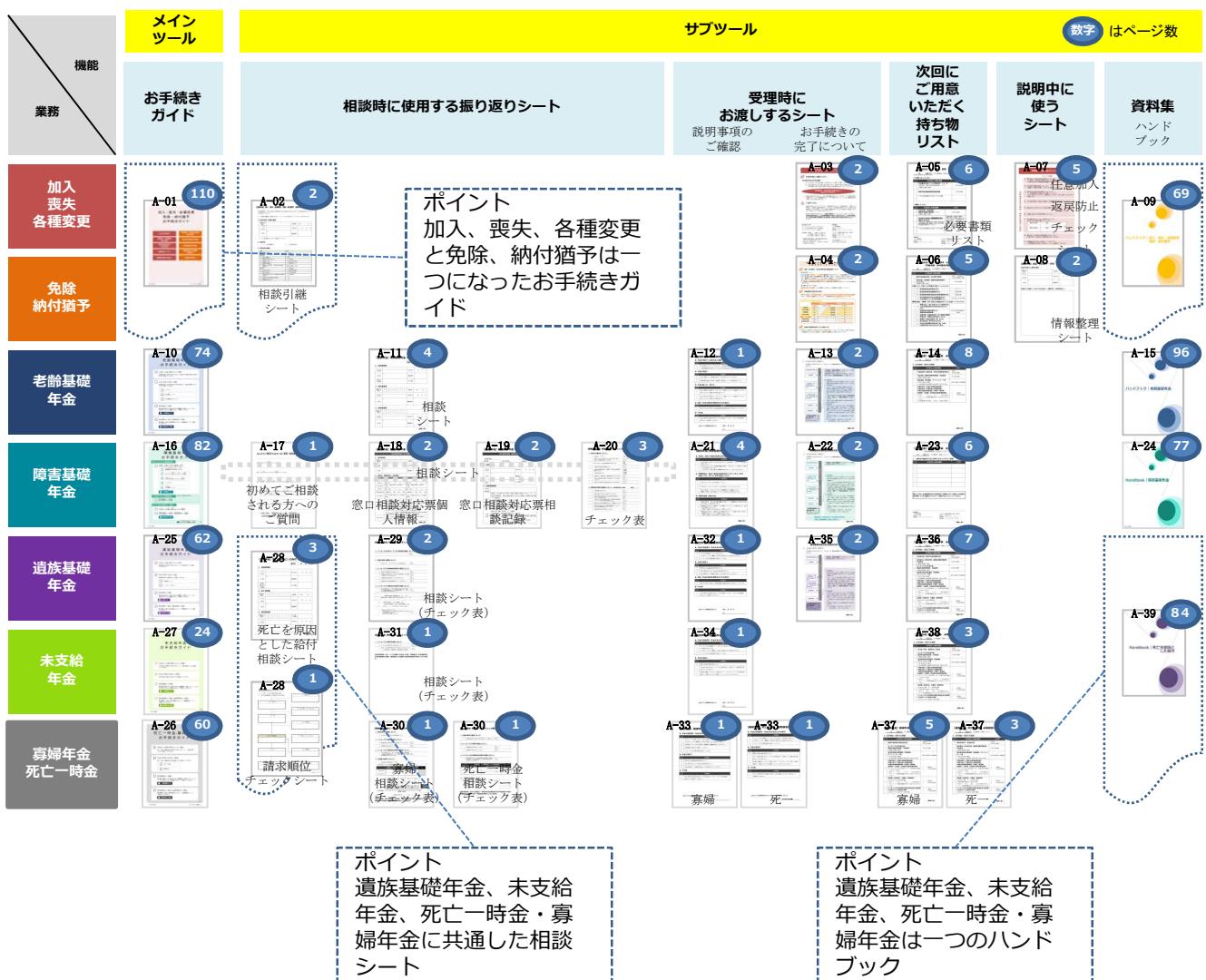
(3) 業務支援ツールの全体像

業務支援ツールは、下図のように業務の区分ごとにメインツールとなるお手続きガイドと、サブツールとなる各種のシートやハンドブックから構成されています。

メインツールのお手続きガイドは、下記の6つから構成され、サブツールはそれぞれ業務の特徴に合わせて必要なものが作成されています。

1. 加入・喪失・各種変更 + 免除・納付猶予
2. 老齢基礎年金
3. 障害基礎年金
4. 遺族基礎年金
5. 未支給年金
6. 死亡一時金・寡婦年金

構成物の詳細は業務支援ツールをダウンロードした際に含まれている「国民年金業務支援ツール実施体制セットアップガイド」で確認してください。また、使用方法については、それぞれのハンドブックを確認してください。

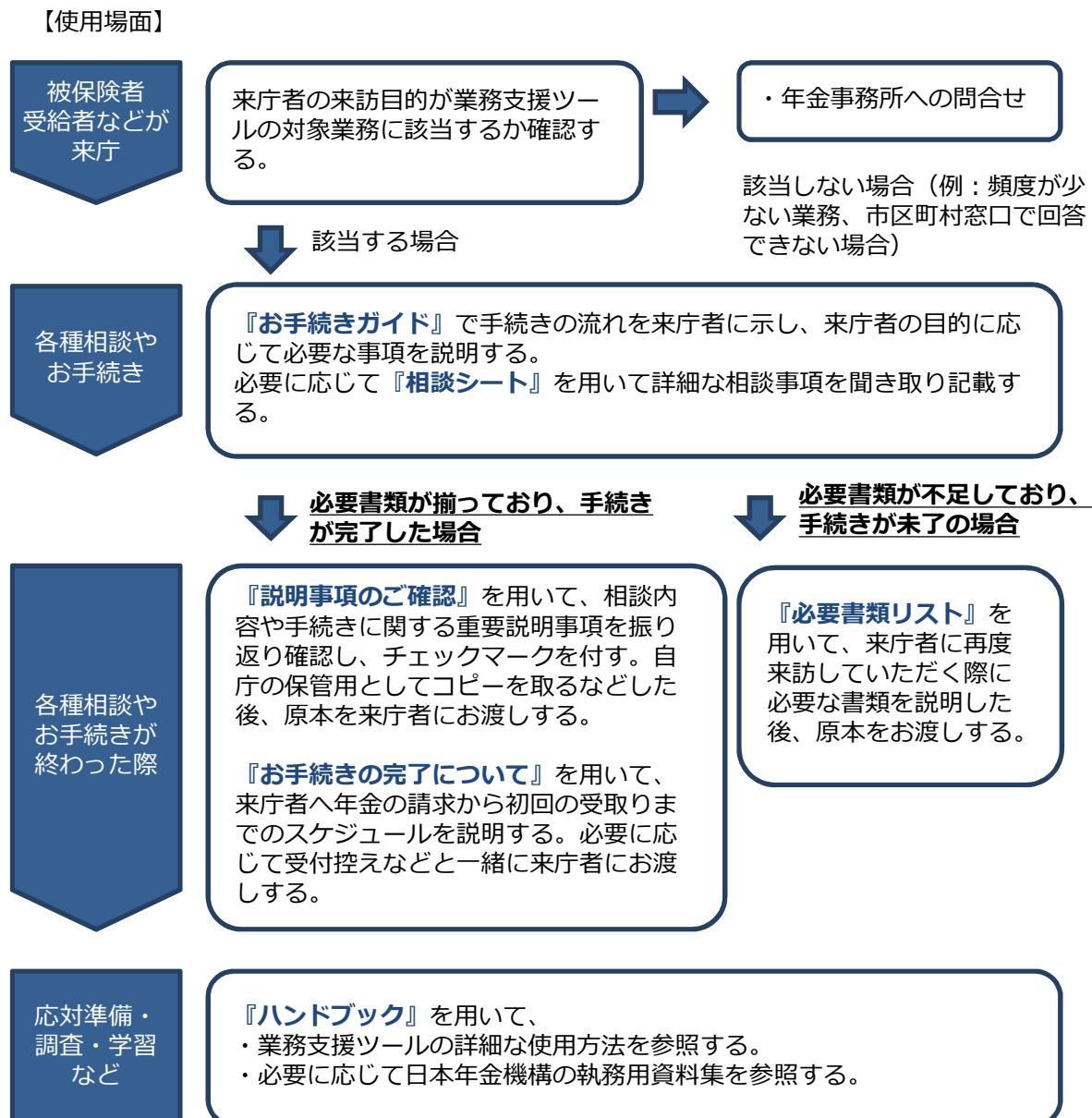


I

業務支援ツールの全体を理解する

(4) 業務支援ツールの使用場面

業務支援ツールは、主な使用場面として、窓口応対において市区町村職員が来庁者に実際に指さしながら説明に用いることを想定しています。下図で、来庁者への説明に用いる流れを例示します。



上記以外にも、職員の学習・研修用に用いることや、電話相談の受付や年金事務所への問い合わせ時に手許資料として使用すること、本庁と支所の連絡時の共通プラットフォームとして使用することなど、市区町村の工夫により自由にお使い頂けます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

(5) 業務支援ツールのコンセプトおよび使い方

① 共通コンセプト

<厚生労働省のホームページから最新版をダウンロードできます。どなたでも使うことができます。>

- 「お手続きガイド」などは、法令改正などによって随時更新されます。どなたでも最新版を厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

・ 厚生労働省ホーム > 年金・日本年金機構関係 > 市町村国民年金事務サポートツール > 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

- ・ [市町村国民年金事務サポートツール](#) 

検 索

- 窓口担当者はそれぞれの経験年数に合わせて使用方法を構築することができます。
- 様々な目的に対応するように作っているため、あらゆる来庁者に対し使うことができます。

<自由にカスタマイズできます。>

- 市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。
※ ただし、受給要件や年金額など法令に基づく記載箇所の編集はお勧めしません。
編集する場合には、通信研修ツール・基礎編（制度編）詳細版や逐条解説テキストなどを十分確認したうえで、各市区町村の責任でもって編集するようにしてください。

<新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。>

- 図表を多く用いているので、口頭による説明が難しい項目は、視覚に訴えた説明に切り替えることにより、来庁者の理解を促します。
- 共通のフォーマットを活用して、先輩職員や日本年金機構に照会することにより、速やかに疑問点を解消することに役立ちます。

<色使いやフォントサイズに配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。>

- 高齢者でも判別しやすいとされる12フォントサイズ以上を多用するようにしています。
- 色覚障がい者でも識別しやすいように、色は多く使わずに黒のほかは原則として1色のみを使用し、色の濃淡によりメリハリを付けています。カラー印刷ができない場合には、白黒印刷でも対応できます。
- 老齢基礎年金と障害基礎年金のカードには、高齢者や色覚障がい者でも判別しやすいとされる青色と緑色を用いています。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【コンセプト（続き）】

<事務処理誤りの防止>

- 来庁者にカードを提示して1つ1つ指さししながら説明するなど、双方間のコミュニケーションによって、窓口応対における説明誤りや漏れを未然に防ぐことができます。
- 窓口担当者間の引継ぎ資料に用いたりすることにより、来庁者と担当者間の引継ぎ漏れを防止することに役立つなど、窓口業務の状況に合わせ自由な用途で使えます。

<疑問点の解消>

- 国民年金法などの法令を極力調べなくても済むように、実務上重要な法令にかかる論点が盛り込まれています。
- 共通のフォーマットを活用して、日本年金機構に照会することにより、機構職員との円滑なコミュニケーションを図れます。

I

業務支援ツールの全体を理解する

② お手続きガイド

【コンセプト】

<自由にカスタマイズできます。>

- 基本的には説明項目について指さし確認しながら来庁者と一緒に確認します。その他、窓口担当者のスキルなどに応じてカスタマイズすることにより、迅速かつ画一的なご案内が可能になります。例えば、以下のような運用が考えられます。
 - ・必要なカードを素早く検索するために、お手続きガイドをクリアポケット型のバインダーに綴じてタブインデックスを貼付する。
 - ・説明時に利用する機会が多いカードを前半部に集めたりして、カードの順番を並び替えてみる。
 - ・頻繁に相談を受ける内容に応じて、自分のカードデッキを構築してみる。

<新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。>

- よくあるシチュエーションや質問項目、来庁者が求めているニーズに応じてカードのタイトルが付されているので、新規採用者や新規配属者でも感覚的に必要なカードを取り出すことが可能です。

<色使いやフォントサイズに配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。>

- 原則として、論点ごとに表と裏の1枚で説明が完結することを意識してレイアウトを組んでいます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- Ⓐ お手続きガイド（表紙）に記載された手続きの全体像を示しながら来庁者の来訪目的を確認します。
- Ⓑ たとえば年金の受取り内容の確認事項を「いつから？」「年金額はいくら？」「年金額増やすには？」といった来庁者に説明しやすい形でまとめています。
- Ⓒ お手続きガイドの2ページ目カード（表紙）を参照し、来庁者への説明事項について記載のあるカードNoを確認します。
- Ⓓ たとえば来庁者の関心が「年金額はいくら？」である場合には、該当するNo. 7のカードを取り出すと、年金額及び年金額の計算についてご案内することができます。
- Ⓔ No. 7のカードの裏面には年金額へ影響を与える各種の制度を記載してあります。たとえば付加年金の詳細な説明をする必要がある場合にはNO.13、繰上げ・繰下げ受給の詳細な説明をする必要がある場合はNO. 9のカードを参照します。



I 業務支援ツールの全体を理解する

③ 相談シート

【コンセプト】

<自由にカスタマイズできます。>

- 最低限確認すべき事項とフリースペースを設けることで、相談内容を書き留めるのに資することを目的としております。また、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。

<新規採用者や新規配属者にも使いやすい。>

- 相談時の流れに沿って項目を記載しているほか、フリースペースを設けているため、新規採用者や新規配属者が来庁者から漏れなく情報を聞き出し、書き取ることが可能です。
- その結果、来庁者の立場からは、相談がスムーズに進むため、満足度を高めることにつながります。

<事務処理誤りの防止>

- 事務処理誤りが多い合算対象期間の取扱いについても、来庁者へ確認するのに役立つ確認シートを添付しています。

<引継ぎの容易性>

- 相談シートを記入して市区町村で保管することで、次回以降の来訪時に窓口担当者が異なる場合などであっても、相談を円滑に再開することができます。
- 年金事務所に相談を引き継ぐ場合などには、相談シートのコピーを訪問者に渡して引き継ぎ先の年金事務所などに持参して頂くようにすると、円滑に引き継ぎが行えます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- Ⓐ 手続きガイドを用いてご案内しながら、相談シート.1～3で訪問者、請求者、配偶者情報等を記載します。訪問者については、請求者本人との関係を記入し、本人確認を実施します。請求者については、基礎年金番号や現住所のほか、配偶者の有無などを記載します。配偶者については、基礎年金番号や現住所などを記載します。
 - Ⓑ 相談シート.4については聞き取りした相談内容を記載します。資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間、保険料免除期間、配偶者の情報など、受給要件の判定や年金額の変動要因となる情報を記載することを想定しています。
 - Ⓒ 相談シート.5の繰上げ、繰下げの注意点については、将来の年金額に影響するため1つ1つ丁寧に説明を行うとともに、説明を終えたらチェックマークを打つなどして、来庁者との振り返り確認を行います。
 - Ⓓ 別紙は、受け取れる年金額の目安を来庁者へ示すために、加入期間を年金事務所に電話確認するなどして簡便的な計算を行うためのシートです。計算結果をお示しするかは市区町村の任意となります。来庁者にお示しする場合には、当該シートで計算される額はあくまで目安であり、受け取れる年金の正式な額は日本年金機構から通知される年金証書・年金決定通知書等で確認する必要があることを必ずお伝えします。

【注意点】

- 日本年金機構における本人確認の取扱いについては、V. 日本年金機構の執務用資料集の「2. 本人確認の取扱い」に参考資料としてまとめています。

→ V. 機構

I 業務支援ツールの全体を理解する

④ 説明事項のご確認

【コンセプト】

<自由にカスタマイズできます。>

- ただし、記載項目は最低限、来庁者へ伝えるべき事項を列挙しているため、項目を削除する際には慎重に検討することをお勧めします。

<新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。>

- 最低限、来庁者へ伝えるべき事項を列挙しているため、新規採用者や新規配属者も双方向の確認を容易に行うことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、重要な論点の再確認ができることから、説明の聞き漏れ等を未然に防ぐことが可能です。
- 熟練者でも、「説明事項のご確認」に沿って来庁者へ説明を行うことで、重要な論点だけをスムーズに伝えることが可能です。

<事務処理誤りの防止>

- 手続き完了時に、これまで説明した重要事項について、チェックボックスにチェックを1つずつ入れながら説明するなど、来庁者と共に振り返りながら確認し、説明漏れによる事務処理誤りや不要なトラブルを未然に防ぐことができます。

<後日の問合せ対応の容易性>

- 確認後は、来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。コピーを控えとして保管し、後日に問合せがあった場合などに備えます。
- 来庁者が家族に説明するための資料としても活用できます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- Ⓐ お手続きが完了した来庁者に対し、手続き内で説明した事項を対面にて1つずつ読み上げて振り返り確認することで、後日、説明漏れ等によるトラブルを防ぐために使用します。
- Ⓑ チェックボックスは説明時に来庁者に示しながら1つずつチェックマークを入れていきます。
- Ⓒ 来庁者から同意が頂ける場合には、後日のトラブル防止の観点から確認サインを受領することを推奨しています。確認サイン受領後は、原本を市区町村で保管し、コピーを来庁者に持ち帰り頂くことを想定しています。確認サインが頂けない場合には、説明日時や来庁者の来訪状況とともに、必要事項を説明済みである旨を記載して保管することなどが考えられます。

【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

● 年金の受け取りに必要な加入要件

□ ① 年金の受け取りに必要な加入要件について、確認を承りました。 ② 年金の受け取りに必要な加入要件について、確認を承りませんでした。

● 年金の支給要件

□ ① 年金の支給要件について、確認を承りました。 ② 年金の支給要件について、確認を承りませんでした。

□ 年金の支給要件について、確認を承りました。 ② 年金の支給要件について、確認を承りませんでした。

● 年金の届出上り・届出下り

□ ① 年金の届出上り・届出下りについて、確認を承りました。 ② 年金の届出上り・届出下りについて、確認を承りませんでした。

□ 年金の届出上り・届出下りについて、確認を承りました。 ② 年金の届出上り・届出下りについて、確認を承りませんでした。

● 確認 (年金の権利が確認される方の欄)

□ ① 年金の権利が確認される方の欄に「年金の受け取りに必要な加入要件」と表示。 ② 年金の権利が確認される方の欄に「年金の支給要件」と表示。

● その他

□ 年金の権利が確認される方の欄に「年金の受け取りに必要な加入要件」と表示。 ② 年金の権利が確認される方の欄に「年金の支給要件」と表示。

上記について確認を受けました。
□ 年金の受け取りに必要な加入要件
□ 年金の支給要件

I

業務支援ツールの全体を理解する

⑤ お手続きの完了について

【コンセプト】

<自由にカスタマイズできます。>

- 例えば、2ページの問合せ先など、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。

<新規採用者や新規配属者にも使いやすい。>

- 年金請求の手続きから年金を実際に受け取るまでの流れを図表化しているため、新規採用者や新規配属者も流れに沿った説明を容易に行うことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、年金請求から初回の年金の受取りまでの時間軸を直感的に理解することができ、満足度を高めることに役立ちます。

<誤解から生じるトラブルを未然に防止>

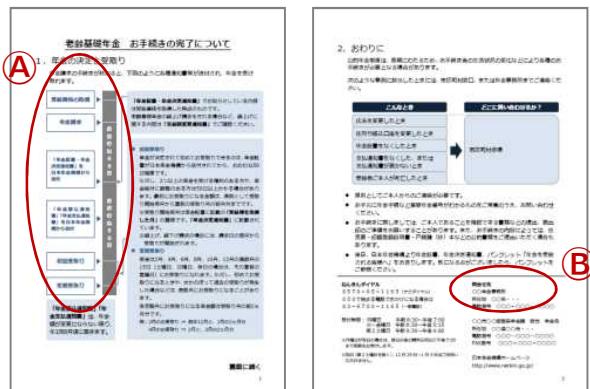
- 請求してすぐに年金を受取れるとの来庁者の誤解から生じるトラブルを予防するため、あらかじめ受取りまでにかかる日数の目安を示しています。

<後日の問合せ対応の容易性>

- 説明後は来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。
- 手続き後に問い合わせの多い項目を事前に説明することで、窓口担当者の負担を減らすことを想定しています。
- 手続き後に生活状況の変化が生じた場合には、必要に応じて、市区町村窓口または年金事務所までご連絡頂くために連絡先を記載することで、来庁者が容易に問合せを行えるよう配慮しています。

【使い方の例】

- Ⓐ 年金請求の手続き後、初回の受取りまでの流れと、その後の継続的な受取りの流れを図を用いて説明します。
- Ⓑ 生活状況の変化が生じた場合に、問合せ先として年金事務所等の連絡先を説明します。



I 業務支援ツールの全体を理解する

⑥ 必要書類リスト

【コンセプト】

<自由にカスタマイズできます。>

- 来庁者の準備した書類に不足がある場合に、不足した書類以外の書類は斜線や取消線を引いたり、もしくはデータ上で削除したうえで必要書類リストをお渡しするなど、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。

<新規採用者や新規配属者にも使いやすい。>

- 請求者自身の配偶者の有無によって、必要書類リストの様式を分けるとともに、必ず提出・添付が必要なものと、場合によって提出・添付が必要なものをリスト上で分けることで、十分な知識がない新規採用者や新規配属者も手続きに必要な資料を容易に提出してもらうことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、書類準備の利便性が高まり、書類が整わずに来庁することで、再度来庁するなどのトラブルを防止することができます。

<フォントサイズと書類の収集に配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。>

- 書類と入手先を併記することで、書類を収集する際の来庁者の利便性を高めています。

<説明誤りを未然に防止>

- 窓口応対終了時に、不足していた書類を確認しながら、次回お持ち頂く資料のチェックボックスにチェックマークを付すことで、来庁者と双方向での確認が可能になります。

<後日の問合せ対応の容易性>

- 説明後は来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。
- 書類の提出が必要となる理由を明示することで、来庁者の納得感を高めることができます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- Ⓐ 請求者の配偶者の有無により必要書類リストの様式を使い分けます。請求者に配偶者がいる場合には、○に配の字がある方を使用してください。
- Ⓑ 必要書類リストでは、提出することが必要なものか、もしくは場合によって提出が必要なものを分けています。
- Ⓒ 当該書類が必要となる理由を明示することで来庁者が納得感を得られるようにしています。
- Ⓓ 窓口応対終了時に、不足していた書類を確認しながら、次回お持ち頂く資料のチェックボックスにチェックマークを付していきます。
- Ⓔ 資料の入手先を明示することで、書類を収集する際の利便性を高めています。



【注意点】

- 日本年金機構における「年金請求書等に添付する住民票および戸籍等の原本の取扱い」については、V. 日本年金機構の執務用資料集の「3. 原本還付の取扱い」に注意点をまとめています。

⇒ V. 機構

I 業務支援ツールの全体を理解する

(6) 注意事項

- 業務支援ツールを効果的に利用するためには、必要な部数の配置や教育研修など府内で十分な準備時間が必要です。「国民年金市区町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド」を確認して、必要な実施体制を構築してください。
- 業務支援ツールは市区町村の窓口業務の運用状況に応じて任意に編集して利用することができます。ただし、業務支援ツールは、高齢者や障がい者でも見やすいようにデザインや内容に配慮してあります。そのため、フォントサイズを現行よりも小さくしたり、情報量を著しく多く詰め込んだりする改変については、来庁者目線の観点からはお勧めしません。
- 業務支援ツールは、制度改正や保険料の改定などに合わせて、年に1回程度の更新が予定されています。そのため、ページ構成や記載内容を大きく変える編集については、後日の改正作業が煩雑となる可能性も考慮したうえで、各市区町村の自己責任で行ってください。
- 業務支援ツールの中には、各市区町村や年金事務所等の連絡先を記入する箇所があります。それぞれ編集を行うようにしてください。編集箇所については「国民年金市区町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド」のカスタマイズ箇所一覧を参照してください。
- 聴覚障害者からの問合せのためには、FAX番号の記載が有効です。FAXによる健常者からの問合せ件数が増えるなどして対応ができない場合には、FAX番号（聴覚障害者専用）などと記載することが考えられます。
- 業務支援ツールの実践的な使い方については、研修ツールのケーススタディを受講することを推奨しています。

II

判断フロー

1. 全体フロー

手続きに必要な要件などのご確認

一般的な質問

- ・来訪の目的
- ・本人か代理人か
- ・本人確認書類、委任状持参の有無
- ・現在の住所地
- ・配偶者情報

受給要件の確認（2、3）

- ・第1号被保険者記録（納付済、免除）
 - ・第2号、3号被保険者期間の有無
- ↓
- ・合算対象期間の有無（上の2つでは満たない場合）
- ↓
- ・時効の未納期間の有無
 - ・免除申請の可否
 - ・後納の可否
 - ・特例追納の可否
- ↓
- ・任意加入が必要な月数（さらに満たない場合）

年金の受取り内容のご確認

いつから？（4）

- ・65歳
- ・繰上げ、繰下げ

年金額はいくら？（5）

- ・計算方法
- ・繰上げ請求、繰下げ請求
- ・付加保険料と付加年金
- ・振替加算
- ・生計維持関係の認定要件

年金額を増やすには？（6）

- ・方法（後納、追納、任意加入（+付加保険料）、繰下げ請求）

請求書類のご準備

請求書、添付書類の提出

- ・添付書類
- ・請求書の記入方法

請求書類のご提出と重要事項のご確認

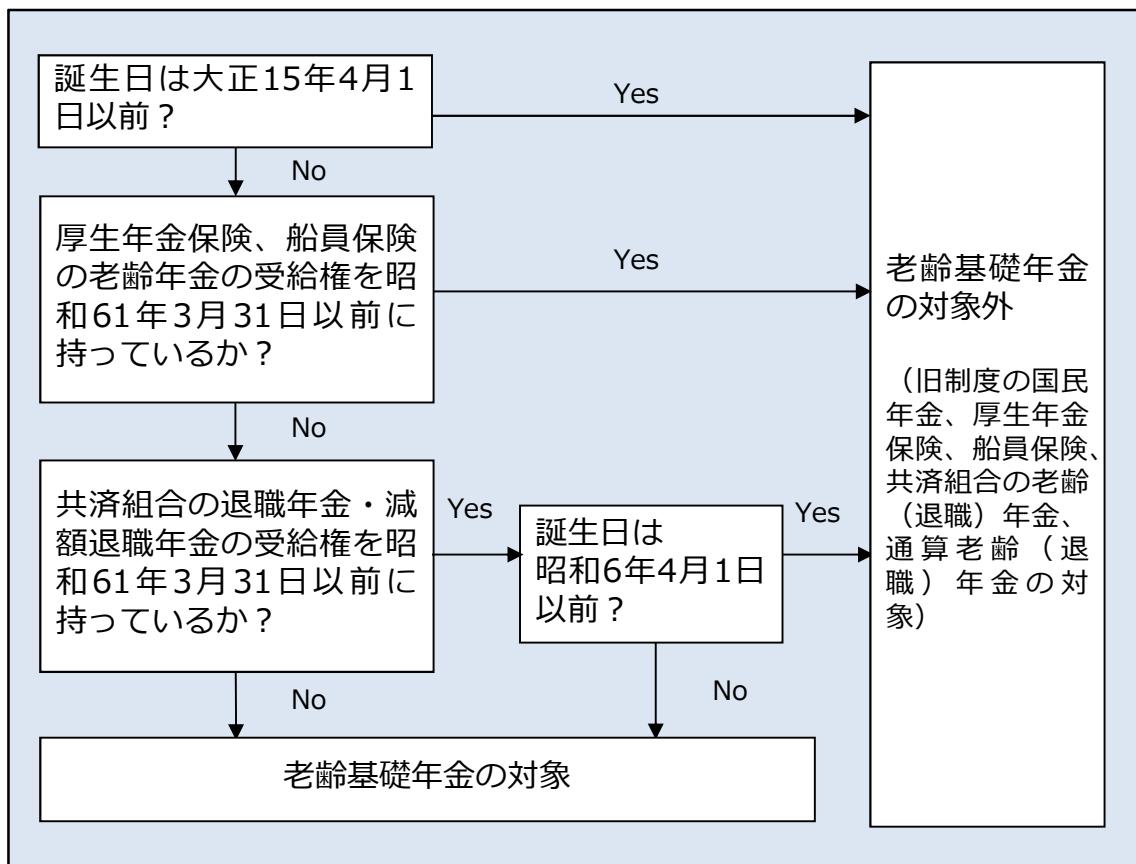
完了案内

- ・年金受取りまでの流れ
- ・照会先

II

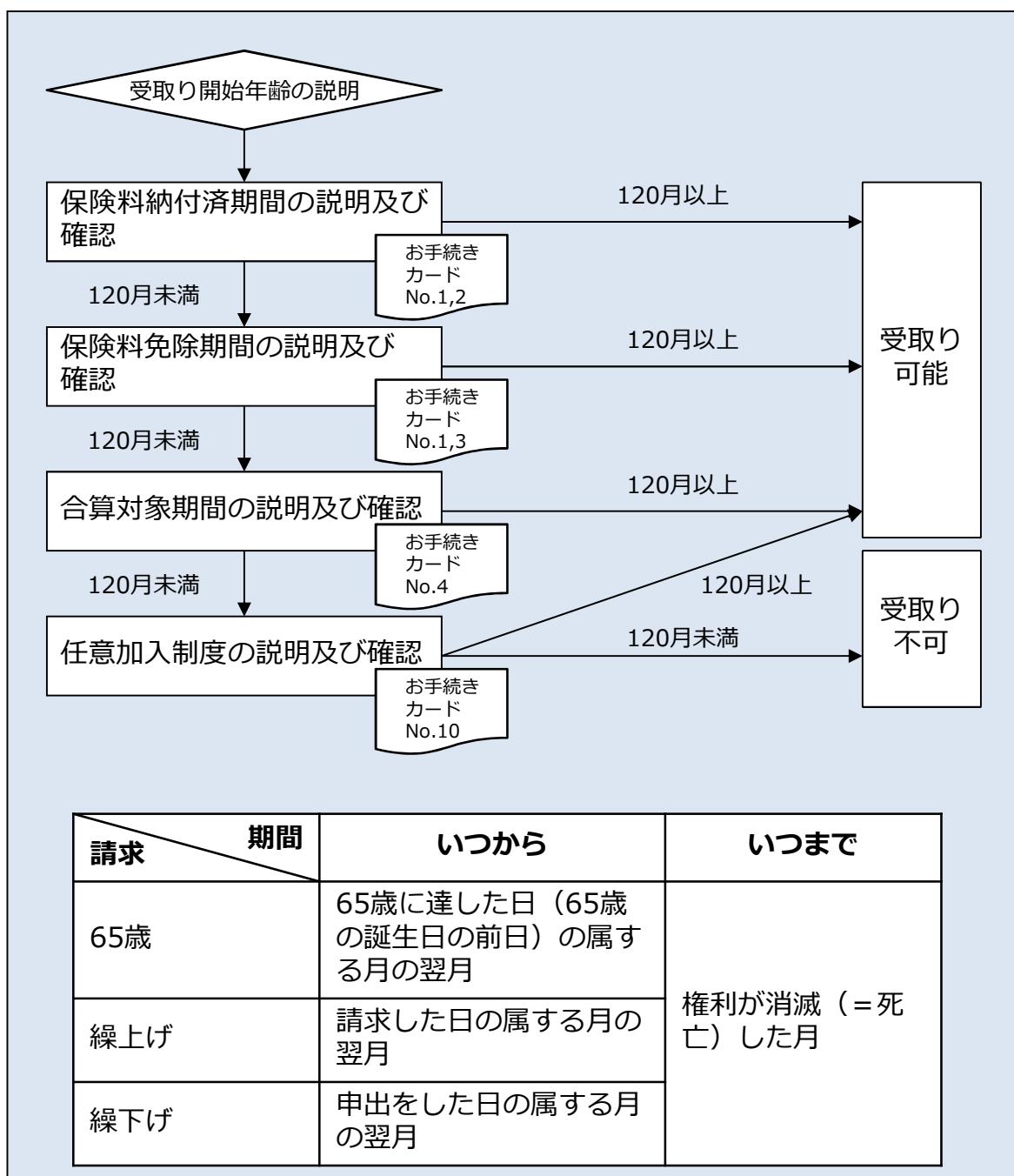
判断フロー

2. 受給要件の確認～老齢基礎年金の対象者か否か～

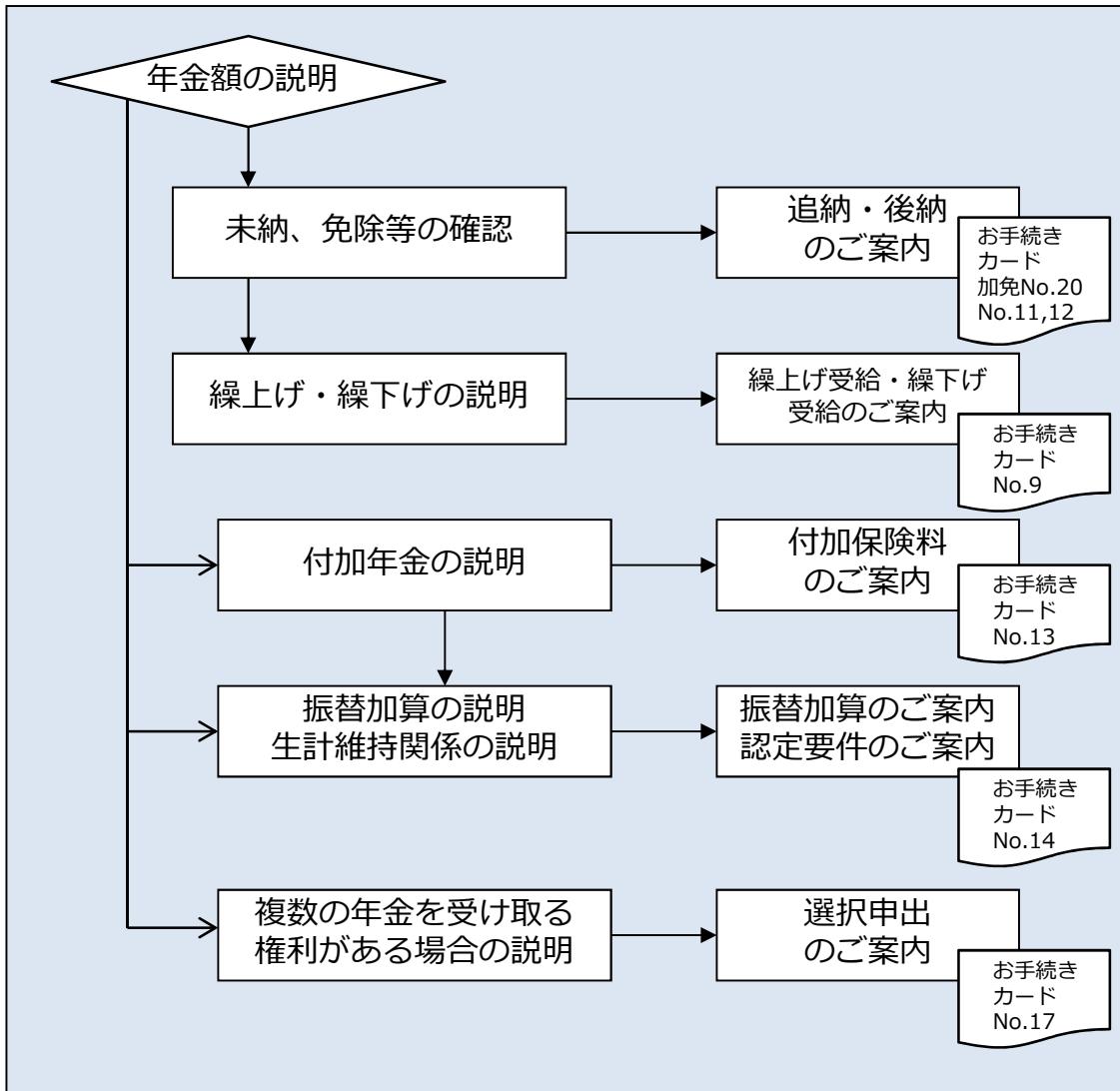


余白

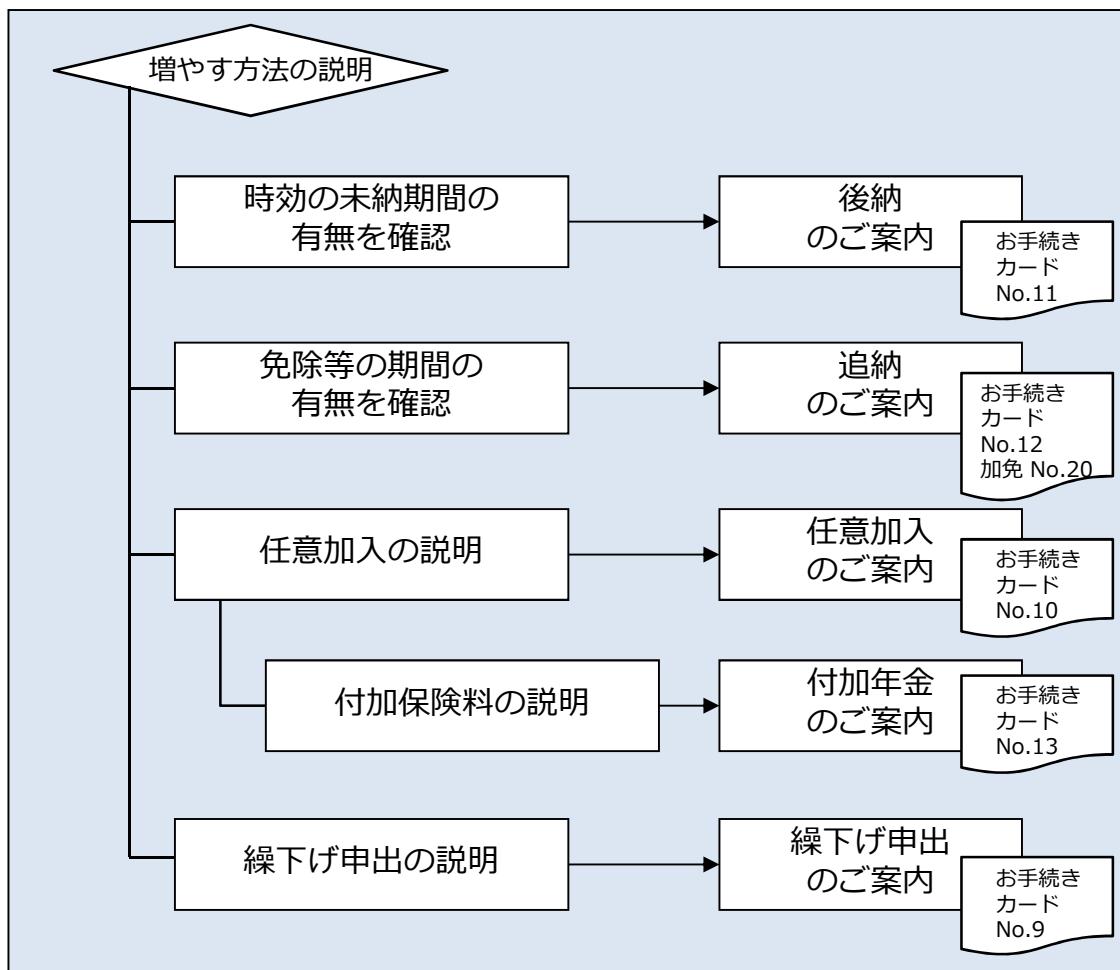
3. いつから？



4. 年金額はいくら？



5. 年金額を増やすには？



III カードの組合せ

カードの組合せは来庁者の目的や窓口担当者の経験などの諸要因により様々です。代表的な組み合わせ例としては以下が考えられますが、色々な組合せ例を研究してみてください。

1. ターンアラウンド請求書が送付されている場合

| 来庁者の属性 | 使用するカードNo. |
|----------------------|--------------------------------|
| 老齢基礎年金のみの受給権者 | |
| 65歳からの受取りを希望 | 6, 7, 8, 16 |
| 年金額を増やすことを希望 | 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 16 |
| 老齢厚生年金を受け取っている配偶者がいる | 6, 7, 8, 14, 15 |
| 老齢厚生年金の受給権者 | 1, 17 |

2. ターンアラウンド請求書が送付されていない場合

| 来庁者の属性 | 使用するカードNo. |
|-----------|---------------------------------|
| 受給資格がある場合 | 1の「老齢基礎年金のみの受給権者」を参照 |
| 受給資格がない場合 | 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12 |

3. 「説明事項のご確認」に沿ってカードを提示する場合

| 来庁者の属性 | 使用するカードNo. |
|--------|-----------------|
| 全ての者 | 1, 6, 9, 14, 17 |

お手続きガイド表紙

【目的】

- 来庁者へ手続きの全体像を示すことにより、来庁者が必要な手続きについての見通しをもてるようになります。
- 来庁者への説明に用いると同時に、担当者が「いま何を説明すべきか」などの構成を組み立てるために使用します。

【使用場面】

- 初回相談の導入部
- 2回目以降の相談（前回相談した内容の確認）

【ポイント】

- 明確な目的意識を持っていない来庁者に対してお手続きガイド表紙を提示したうえで、来庁者のニーズを探り出してください。
- 過去に相談経過がある来庁者には、お手続きガイド表紙を提示したうえで、前回説明を受けた内容を聞き取りしてください。

お手続きカード表紙

【目的】

- 来庁者に「お手続きガイド表紙」を提示する際に、手元に置いて「お手続きガイド表紙」の各項目に対応するカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- 「お手続きガイド表紙」を使用した来庁者への説明

【ポイント】

- 「お手続きガイド表紙」に記載される各項目と各カードの関連性を示しています。

お手続きカード目次

【目的】

- 担当者が必要なカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- あらゆる場面

【ポイント】

- 「概要」欄には、各カードの見出しの内容を記載しています。来庁者などへの説明に際して、担当者が各カードの概要を把握するのに役立ちます。
- 「説明の対象者（例）」欄にはあくまで例示として記載しております。この欄の記載によらず、来庁者から説明を求められた項目は、きちんと説明するようにしましょう。
- 各市町村におけるお手続きガイドの運用方針にしたがって、カスタマイズするのもよいでしょう。

No. 1 受給資格期間

【目的】

- 老齢年金を受け取るためには受給資格期間を満たす必要があることについて、理解を促すために使用します。
- 厚生年金保険などの被用者年金制度の加入期間がある場合には、受給資格期間の短縮の特例が適用される可能性があることなどを説明したうえで、日本年金機構などへの相談を促すために使用します。

【使用場面】

- 受給資格期間に達していない来庁者への説明時
- 受給資格期間を満たすことの重要性を訴求したいとき

【ポイント】

- No.1-1は受給資格期間の原則を説明する際に使用します。特に重要な「10年以上」が重要であることを訴求しています。
- No.1-1の受給資格期間を満たさない方には、被保険者記録に応じてNo. 2からNo. 5の各カードを用いて各構成要素を掘り下げて説明してください。

【関連カード】

- No. 2 保険料納付済期間
- No. 3 保険料免除期間
- No. 4 合算対象期間
- No. 5 受給要件を満たす方法は？

No. 2 保険料納付済期間

【目的】

- 保険料納付済期間を掘り下げるために使用します。

【使用場面】

- 受給資格期間の構成要素としての保険料納付済期間を説明するとき
- 保険料納付済期間に該当する期間の説明時

【ポイント】

- 保険料納付済期間は受給資格期間の構成要素の一部であり、受給資格期間は10年以上必要であることを強調するために「10年」という数字を図で載せており、No. 1-1に戻って説明しなくても良いよう工夫しています。
- 後々のトラブルを避けるためにも、第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間は「保険料納付済期間」となりますが、20歳未満および60歳以上の期間は「保険料納付済期間」ではなく「合算対象期間」となることの説明を行うようにしましょう。

【関連カード】

- No. 1 受給資格期間
- No. 3 保険料免除期間
- No. 4 合算対象期間
- No. 7 いくら？－年金額の計算－

No. 3 保険料免除期間

【目的】

- 保険料免除期間を掘り下げるために使用します。

【使用場面】

- 受給資格期間の構成要素としての保険料免除期間を説明するとき
- 保険料免除期間に該当する期間の説明時

【ポイント】

- 保険料免除期間は受給資格期間の構成要素の一部であり、受給資格期間は10年以上必要であることを強調するために「10年」という数字を図で載せており、No.1-1に戻って説明しなくても良いよう工夫しています。
- 保険料免除期間の詳細な定義は加入・免除ガイドの記載されているため、該当のカードNo.を記載することで検索しやすくしています。
- 後々のトラブルを避けるためにも、次の①②の説明を必ず行うようにしましょう。
 - ① 学生納付特例期間と納付猶予期間については年金額の計算の基礎に算入されません。
 - ② 4分の3免除、半額免除または4分の1免除の承認を受けた期間で、免除されなかった額の保険料を納付していない期間については「保険料免除期間」とはなりません。また、受給資格期間にも算入されません。

【関連カード】

- No. 1 受給資格期間
- No. 2 保険料納付済期間
- No. 4 合算対象期間
- No. 7 いくら？－年金額の計算－

No.4 合算対象期間

【目的】

- 保険料納付済期間および保険料免除期間を合わせても受給資格期間を満たさない方や、No.1-2の受給資格期間の特例が適用されない方に、合算対象期間を掘り下げて説明するために使用します。

【使用場面】

- 受給資格期間の構成要素としての合算対象期間を説明するとき
- 合算対象期間に該当する期間の説明時

【ポイント】

- 合算対象期間は受給資格期間の構成要素の一部であり、受給資格期間は10年以上必要であることを強調するために「10年」という数字を図で載せており、No.1-1に戻って説明しなくても良いよう工夫しています。
- No.4-1には合算対象期間の概要を記載しています。後々のトラブルを避けるためにも、年金額の計算の基礎に算入されない旨を必ず伝えてください。
- No.4-2では合算対象期間に該当する期間を簡単に図示しています。必要に応じて来庁者に提示したうえで、来庁者から合算対象期間に関する情報を聞き取りするための材料として活用してください。
- No.4-2およびNo.4-3を掘り下げた内容は、「相談シート（別紙2）合算対象期間確認シート」に記載しているので、あわせて活用してください。
- No.4-1およびNo.4-2の内容を理解するためにも、研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・老齢基礎年金（1）」を受講することを推奨します。

【関連カード】

- No. 1 受給資格期間
- No. 2 保険料納付済期間
- No. 3 保険料免除期間

No.5 受給要件を満たす方法は？

【目的】

- 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせても受給資格期間を満たさない方や、No.1-2の受給資格期間短縮の特例が適用されない方に、受給期間を満たす方法を説明するために使用します。

【使用場面】

- 受給要件を満たさない来庁者への説明時

【ポイント】

- No.1からNo.4のカードを活用して確認した結果、65歳の受給開始年齢までに受給資格期間を満たさないことが明らかである場合には、後納と任意加入の利用を勧めてください。
- 後納、任意加入の詳細な説明を行う際にはNo.10、11のカードを利用して下さい。

【関連カード】

- No.1 受給資格期間
- No.2 保険料納付済期間
- No.3 保険料免除期間
- No.4 合算対象期間
- No.10 任意加入
- No.11 後納

No. 6 いつから受け取れる？

【目的】

- 支給開始年齢、支給期間、支払期月を説明するために使用します。

【使用場面】

- 支給開始年齢、支給期間、支払期月を説明するとき
- 来庁者から「いつからもらえる？」などの質問を受けたとき

【ポイント】

- 「支給」は「受取り」、「支払い」は「入金」など来庁者目線による表現に改めています。
- 支給開始年齢は原則65歳であることを強調するために「65歳」という数字を大きく図示しています。また、繰上げ受給や繰下げ受給の説明漏れを防止するために、60歳から70歳までの間で、繰上げ受給や繰下げ受給が可能であることも付記しています。
- 来庁者から繰上げ受給・繰下げ受給の説明を求められた場合には、あわせてNo. 9を使用して説明してください。
- 来庁者から請求書の提出を受けた場合には、No.16とあわせて本カードを使用して説明することを推奨します。
- 「達した日」という表現が一般的でないため、来庁者に誤認を与えないように、「65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日」というアイコンを下部に設けています。詳しくは、研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・老齢基礎年金（1）」を参照してください。

【関連カード】

- No. 9 繰上げ受給・繰下げ受給
- No.16 請求後の流れ

No. 7 いくら？－年金額の計算－

【目的】

- 本年度の年金額（満額）、年金額の計算方法を説明するために使用します。

【使用場面】

- 老齢基礎年金、付加年金または振替加算の額の計算方法を説明するとき
- 来庁者から「いくらもらえる？」などの質問を受けたとき

【ポイント】

- 本年度の年金額（満額）を大きく示しています。
- 満額はあくまで480月納付した場合であり、480月に満たない場合には計算式に基づいて減額される旨を来庁者へ伝えてください。
- 平成21年4月から、国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられたことにより、平成21年3月以前の免除期間については国庫負担を3分の1として、平成21年4月以後の免除期間については国庫負担を2分の1として年金額の計算をします。
- 必要に応じて、付加年金の額はNo.13、繰上げ・繰下げ受給した場合の額はNo.9、振替加算の額はNo.14のカードを併用して説明してください。
- 保険料納付済月数、全額免除月数、4分の1納付月数、半額納付月数、および4分の3納付月数の合計が480月を超える場合は、このカードの計算式とは異なる計算を行いますので注意しましょう。詳しくは、研修ツール「逐条解説テキスト」を確認してください。
- 被保険者記録を完璧に把握している場合には、本カードを用いて、老齢基礎年金および付加年金の見込み額の算出が可能です。ただし、計算誤りのリスクが発生するので、本人の記録に基づく個別具体的な年金見込み額を算出するのではなく、仮の事例に置き換えたうえで、一般的な計算方法の説明を行うなどの対応をお勧めします。
- 厚生年金保険などの被用者年金制度の加入履歴がある方から年金見込み額の質問を受けた場合には、「－年金請求窓口のご確認ほか－」を使用して年金事務所等へ相談するよう案内してください。

【関連カード】

- No.8 増やす方法は？
- No.9 繰上げ受給・繰下げ受給
- No.13 付加保険料と付加年金
- No.14 振替加算

No. 8 増やす方法は？

【目的】

- 第1号被保険者や国民年金未加入者（海外在住者、60歳以上の者）に年金額を増やす（減らさない）方法を説明するために使用します。

【使用場面】

- 第1号被保険者や国民年金未加入者に年金額を増やす（減らさない）方法を案内するとき
- 来庁者から「年金額を増やす方法はないか教えてほしい」などの相談を受けたとき

【ポイント】

- 繰下げ申出はNo.9、後納はNo.11、任意加入はNo.10および13、付加保険料はNo.13、追納は「加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予」のNo.20のカードを併用して説明してください。
- 各制度を利用するうえでのメリットとデメリットについて丁寧に説明し、最終的に「手続きを行うのか」は本人に判断してもらうようにしましょう。

【関連カード】

◎加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予

- No.20 追納について

◎老齢基礎年金

- No.7 いくら？－年金額の計算－
- No.9 繰上げ受給・繰下げ受給
- No.10 任意加入
- No.11 後納
- No.13 付加保険料と付加年金

No. 9 繰上げ受給・繰下げ受給

【目的】

- 繰上げ受給・繰下げ受給に伴う注意点や年金額に与える影響について説明するため
に使用します。

【使用場面】

- No. 6 「いつから受け取れる？」またはNo. 8 「増やす方法は？」のカードに関連し
て、繰上げ受給または繰下げ受給に関する詳細を説明するとき
- 「説明事項のご確認」または「繰下げ意思確認書」の記載内容を確認するとき

【ポイント】

- 一度請求したならば「受給率は生涯同じであること」および「取消・変更ができないこと」については必ず説明してください。
- 請求する年齢だけでなく、繰上げや繰下げを行った場合と行わなかった場合とで、
何歳まで受け取るかによって有利・不利が生じることについて丁寧に説明し、最終
的に「手続きを行うのか」は本人に判断してもらうようにしましょう。
- 「繰上げの注意点」および「繰下げの注意点」について、繰上げ受給・繰下げ受給
を希望した方に対して必ず説明してください。

【関連カード】

- No. 6 いつから受け取れる？
- No. 7 いくら？－年金額の計算－
- No. 8 増やす方法は？

No.10 任意加入

【目的】

- 年金額を増やす（減らさない）手段として、または受給資格期間を満たす手段としての任意加入制度を説明するために使用します。

【使用場面】

- 国民年金未加入期間がある方に年金額を増やす（減らさない）方法を案内するとき
- 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせても受給資格期間を満たさない方や、No.1-2の受給資格期間短縮の特例が適用されない方に、任意加入の詳細な手続き方法を説明するとき

【ポイント】

- 申出された月より前にさかのぼって加入することはできないことは必ず説明してください。
- 年金額を増やす手段としての任意加入を案内する場合は、No.10-1のカードを使用して説明してください。あわせて、No.13のカードを使用して付加保険料と付加年金についても漏れなく説明してください。
- 受給資格期間を満たす手段としての任意加入を案内する場合には、No.10-2のカードを使用して説明してください。合わせて、年金事務所等に照会したうえで納付または免除が可能な未納期間の有無を確認してください。
- 任意加入の手続きを行う場合には、合わせて「加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予」のカードを併用して説明してください。
- 「達した日」という表現が一般的でないため、来庁者に誤認を与えないように、「65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日」というアイコンを下部に設けています。詳しくは、通信研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・老齢基礎年金（1）」を参照してください。

【関連カード】

◎加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予

- No. 4 海外に居住するとき
- No. 5 任意加入するとき（高齢任意加入）

◎老齢基礎年金

- No. 5 受給要件を満たす方法は？
- No. 8 増やす方法は？
- No.13 付加保険料と付加年金

No.11 後納

【目的】

- 年金額を増やす（減らさない）手段として、または受給資格期間を満たす手段としての後納制度を説明するために使用します。

【使用場面】

- 国民年金未納期間がある方に年金額を増やす（減らさない）方法を案内するとき
- 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせても受給資格期間を満たさない方に、後納の詳細な手続き方法を説明するとき

【ポイント】

- 平成27年10月1日から平成30年9月30日の間は、過去5年分の保険料を納付することができます。
- 後納制度を利用できるのは、老齢基礎年金の受給権の発生する日の前日まで（通常は65歳に達する日の前日まで）となるので注意してください。
- 後納の保険料額は通常の追納保険料と同じ額です。当時の保険料に一定の加算金が上乗せされること、古い未納期間および免除期間から先に納付しなければならないことを説明してください。

【関連カード】

◎加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予

- No.11 後納

◎老齢基礎年金

- No. 5 受給要件を満たす方法は？
- No. 8 増やす方法は？

余白

No.13 付加保険料と付加年金

【目的】

- 年金額を増やす手段として、付加保険料および付加年金の制度を説明するために使用します。

【使用場面】

- 年金額を増やす方法を案内するとき
- 第1号被保険者から「年金額を増やす方法はないか教えてほしい」などの相談を受けたとき

【ポイント】

- 第1号被保険者および65歳前の任意加入申出者には、付加年金の制度を必ず説明してください。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることができません。平成25年4月から、国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有する方も国民年金基金に加入できるようになったので、状況に応じて国民年金基金に照会するよう案内してください。

【関連カード】

◎加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予

- No. 9 付加保険料と付加年金

◎老齢基礎年金

- No. 8 増やす方法は？
- No.13 付加保険料と付加年金

No.14 振替加算

【目的】

- 振替加算の要件や金額を説明するために使用します。
- 配偶者が年上なのか年下なのかに応じて加算開始の時期を説明するために使用します。

【使用場面】

- 振替加算の対象者、または対象となる可能性のある老齢基礎年金の受給権者へ、振替加算に関して詳細な説明を行うとき

【ポイント】

- 振替加算の要件、本年度において配偶者が60歳から70歳に該当する場合の生年月日と振替加算の年額、配偶者が年上の場合や本人が年上の場合のそれについて振替加算の受給例、繰上げ、繰下げを行ったときの振替加算への影響について図表化したものを1つのカードにまとめて示しています。
- 振替加算の要件を満たす可能性がある方には、本カードとNo.15を用いて説明するようしてください。
- 繰上げ受給した場合でも、振替加算の加算開始時期は65歳となることを説明してください。
- 繰下げ受給した場合には、繰下げ待機中は振替加算を受けることができない一方で、繰下げ受給中も振替加算は増額されないことを説明してください。

【関連カード】

- No. 6 いつから受け取れる？
- No. 7 いくら？ 一年金額の計算－
- No.15 生計維持関係の認定要件

No.15 生計維持関係の認定要件

【目的】

- 振替加算の要件である生計維持関係の認定要件を説明するために使用します。

【使用場面】

- 振替加算の対象者、または対象となる可能性のある老齢基礎年金の受給権者へ生計維持関係の認定要件に関して詳細な説明を行うとき

【ポイント】

- 生計維持関係が認められるためには、生計同一要件および収入要件を満たす必要があることを説明してください。生計維持関係および事実婚関係の認定要件の詳細については、研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・生計維持」を参照してください。
- 「請求書等記入例－必要書類を含む－」にある「生計同一関係に関する申立書」および「事実婚関係に関する申立書」は任意様式なので、各市区町村で使用している申立書に代えても差し支えありません。
- 受給権者と配偶者が次のいずれに該当するのかによって、申立書に記入する内容や必要書類が異なります。
 - ・住民票上同一世帯に属しているとき
 - ・住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
 - ・住所が住民票上異なるが、一定の要件に該当するとき

【関連カード】

- No.14 振替加算

No.16 請求後の流れ

【目的】

- 年金の請求から初回の受取りまでのスケジュールを大まかに説明することで、請求者が見通しをもてるようになります。
- 年金決定までのプロセスで「どのようなものが届くのか」を視覚的に提示することにより、請求後の不安を払拭するようにします。

【使用場面】

- 請求書を提出した来庁者へ、事後に詳細な説明を行うとき

【ポイント】

- 来庁者から請求書を受付した場合には、必ず本カードを使用して説明してください。必要に応じて、No. 6 を併用して、支給開始時期や入金時期の説明をしてください。
- 年金証書・年金決定通知書、年金振込通知書、年金額改定通知書、統合通知書、年金支払通知書、支給額変更通知のサンプルを提示することにより、年金決定までのプロセスで「どのようなものが届くのか」をあらかじめ視覚的に認識してもらいます。これにより、請求後の照会対応がスムーズに進むことも期待されます。
- 複数の年金受給権を有する方には、No.17を使用して「年金受給選択申出書」を提出するよう説明してください。

【関連カード】

- No. 6 いつから受け取れる？
- No.17 複数の年金を受け取る権利があるとき

No.17 複数の年金を受け取る権利があるとき

【目的】

- 複数の年金受給権を有する方に、「年金受給選択申出書」の提出を促すために使用します。
- 複数の年金受給権がある場合でも、いずれか1つの年金を選択する必要があることを説明するために使用します。

【使用場面】

- 「1人1年金の原則」を説明するとき
- 年金受給選択申出書の提出勧奨時

【ポイント】

- 「請求書等記入例」に「年金受給選択申出書」の見本がありますので、そちらを提示しながら来庁者へ説明するとスムーズに進めることができます。

1. 疑義照会

疑義照会とは、日本年金機構における業務に際して、法令、諸規程等の解釈又は取扱方法が不明確である場合に、年金事務所等から機構本部に対して問い合わせを行うことをいいます。

以下の疑義照会は、日本年金機構ホームページの「トップ > 日本年金機構について > 主な疑義照会と回答について」からアクセスできます。

市区町村における窓口業務でも参考にしてください。

| | |
|------|--|
| テーマ | 合算対象期間について |
| 関連条文 | 国民年金法第26条 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 |
| 疑義内容 | <p>60歳到達時（平成13年1月2日）厚生年金期間220月と共済一時金期間53月で受給要件を満たし、特別支給の老齢厚生年金が発生しました。</p> <p>今回の年金記録問題で、名寄せにより国民年金手帳番号が判明（第1号被保険者納付期間82月）したこと、厚生年金期間220月と合計し302月となりました。</p> <p>60歳到達時、二重加入（国民年金と共済年金）の確認ができなかったこと、また、新規裁定時に国民年金手帳番号が判明していれば、国民年金期間と厚生年金期間のみで受給権が発生しており、「合算対象期間は本人からの申立に基づき算入することになる」という疑義照会回答に基づき、ご本人様は合算対象期間を申し立てずに有利な国民年金記録を用いて老齢年金を請求したと考えられることから、共済一時金記録を取り消し、国民年金記録を算入して老齢年金の再裁定を行うことができるかご教示願います。</p> <p>共済一時金期間 昭和36年6月～昭和40年10月（53月） 国民年金期間 昭和36年4月～昭和40年10月（55月） 昭和44年12月～昭和47年2月（27月） 厚生年金期間220月</p> |
| 回答 | <p>本件については、合算対象期間算入要否の判断の前に受給者の被保険者記録の整合性を確認する必要があります。（旧国民年金法第7条第2項）</p> <p>したがって、統合を前提とした場合、共済一時金期間と重複する国民年金期間（昭和36年6月～昭和40年10月）の保険料を還付し、老齢年金の再裁定を行ってください。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 永住許可を受けた方の合算対象期間について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法昭和60年改正法附則第8条第5項第11号 |
| 疑義内容 | <p>厚生年金保険法昭和60年改正法附則第8条第5項第11号は、日本国籍を取得した人又は永住許可を受けた人の日本国内に住所を有しなかった期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日などの前日までの20歳以上60歳未満の海外在住期間は合算対象期間とすると規定しています。</p> <p>外国籍の方が永住許可を受ける前で、さらに昭和57年1月1日以降の日本国内に短期間に滞在している期間を合算対象期間としてもよいでしょうか。</p> <p><事例></p> <p>昭和57年6月30日入国 昭和57年9月22日出国 昭和59年11月16日入国 昭和60年2月4日出国 昭和61年6月11日入国 昭和61年9月3日出国 昭和61年9月15日入国 昭和61年10月14日出国</p> |
| 回答 | 本件については、日本における滞在期間を含め、客観的に判断しても日本に請求者の生活の本拠があったとは言い難いと思料します。したがって、日本国内に短期間滞在している期間も、合算対象期間として取り扱います。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 合算対象期間について |
| 関連条文 | 旧国民年金法第7条第2項第8号 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 |
| 疑義内容 | <p>合算対象期間について照会します。</p> <p>〈事例〉</p> <p>現在69歳の男性で、昭和38年3月20日にA大学を卒業し学位を得ています。昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで、学部研究生としてB大学C学部に在籍していました。</p> <p>大学に在籍する研究生の国民年金の取扱いについては、卒業又は修了したおりに学位が授与される課程に在籍している場合、学生納付特例の対象としていますが、合算対象期間として取り扱ってもよいかご教示願います。</p> |
| 回答 | 卒業又は終了した際に学位が授与されない「研究生」は「学生」とは扱いません。ただし、「研究生」であっても、学位が授与される課程に在籍していたことが確認できた場合には、合算対象期間として取り扱ってください。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 学生であった期間の取扱いについて |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 |
| 疑義内容 | 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項の政令で定める生徒又は学生の期間（合算対象期間）の証明については、在籍証明書等が挙げられますが、来庁者が「昭和44年3月15日卒業」となっている在学期間証明書（昭和42年4月10日から昭和44年3月15日まで）を提出した場合に、卒業した昭和44年3月は大学に在籍していた合算対象期間として、総合的に判断してよいかお伺いいたします。 |
| 回答 | <p>20歳以上の学生であった期間で、「任意加入できたが任意加入しなかった期間」（昭和60年改正法附則第8条第5項第1号）は合算対象期間になります。</p> <p>合算対象期間の計算方法は、「国民年金の被保険者期間の計算の例による」（通算年金通則法第6条第1項）ものとされ、「被保険者期間を計算する場合には『月』による」（国民年金法第11条第1項）ものとされていますので、昭和44年3月は合算対象期間になります。</p> <p>ただし、「当該期間の計算の基礎となっている月が国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間の計算の基礎となっているときは、合算対象期間としない」（昭和61年経過措置政令第14条第1項）とされていますので、同月に公的年金制度に加入していれば、合算対象期間とはなりません。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 海外在住期間を合算対象期間とする場合の確認に必要な書類について |
| 関連条文 | 国民年金法昭60年改正法附則第8条第5号9号 昭和61年7月10日庁保険発第35号 |
| 疑義内容 | <p>海外在住期間の確認書類の「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」について、疑義照会回答に「出入国マスタファイル」を「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」として取り扱うことは差し支えないとあります。しかし、「出入国マスタファイル」では昭和48年（1973年）4月前の記録については確認できません。</p> <p>年金の請求において「渡航証明書」（独立行政法人国際協力機構発行）の証明をもって、海外在住についての公的な証明とみなしてもよいでしょうか。また、本件では海外在留国での労働者手帳の写しも添付していただいています。</p> <p>なお、請求者が日本国出国前の日本国在住記録の確認のため戸籍の附票を求めたところ、当時の本籍地の役場には保存していないとのことでした。本来国側で証明できる書類がない状態で、請求者が自ら事実関係を証明するため、外務省の外郭団体である「国際協力機構」にて「渡航証明書」を取得しています。</p> <p>＜事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「渡航証明書」に記載された入出国年月日 1960年（昭和35年）3月2日ブラジル国へ移住 ・「出入国マスタファイル」に記載された入出国年月日 出国年月日：記載なし 1988年（昭和63年）11月26日入国（帰国） |
| 回答 | <p>海外在住期間の確認における「渡航証明書」及び「労働者手帳」は、「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」には該当しません。</p> <p>「渡航証明書」に記載されている渡航年月日である昭和35年3月2日から、出入国管理マスタファイルでの管理が始まった昭和48年4月1日までの間に帰国している可能性もあるため、合算対象期間と認められるのは、昭和48年4月1日から帰国日である昭和63年11月26日までとなります。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 日本国籍を有する者の海外在住期間に係る合算対象期間の確認に必要な添付書類について |
| 関連条文 | 国民年金法施行規則第16条第2項第5号 昭和61年7月10日庁保険発第35号 |
| 疑義内容 | <p>日本国籍を有する者の海外在住期間に係る合算対象期間の確認に必要な添付書類としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.戸籍の附票の写 2.旅券法に規定する旅券（パスポート）の写 3.滞在国が交付した居住証明書 4.滞在国の日本領事館等の発行した在留資格期間証明書 5.その他上記に掲げる書類に準ずるもの <p>など、海外在住期間を明らかにできるいざれかの書類を提出することになっていますが、下記の事例については、「パスポート」のみの添付で合算対象期間として総合的に判断してよいか、あるいは、「日本人出帰国記録マスタファイル」についても併せて添付が必要となるのか、お伺いします。</p> <p>＜事例＞</p> <p>海外に在住していた20歳以上60歳未満の合算対象期間をパスポートで確認したところ、パスポートが2冊あり、1冊は、母親名義のパスポート（当時12歳で、母の同行者用）に「日本を出国した年月日」が記載され、もう1冊は、本人用パスポートに「日本に帰国した年月日」が記載されています。</p> <p>このため、海外在住の継続期間や生活拠点の確認できる書類としては、本人申立のみとなるため、「日本人出帰国記録マスタファイル」についても併せて添付が必要でしょうか。（本人の住民票異動はありません。）</p> <p>生年月日昭和26年9月2日（女性） 昭和38年7月2日日本出国（12歳） （昭和46年9月1日20歳到達） 昭和63年9月24日日本帰国（37歳） ※出国から帰国までの間に日本に出入国したことはなし（本人申立）</p> |
| 回答 | <p>出入国記録の一部しか記載されていない本人と母親のパスポートの写しでは、国外居住期間を正確に確認することができません。</p> <p>昭和61年7月10日庁保険発第35号「日本国籍を有する者の国外居住期間に係る合算対象期間の確認に必要な書類について（通知）」では、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項第9号に掲げる期間の確認においては、当該期間が確認できる、質問内容にある1.から5.のいざれかの書類を添付することとされています。</p> <p>このため、2.の書類によって確認が困難な場合は、その他の書類の添付を受けて総合的に判断してください。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 任意加入期間（未納）と任意未加入期間が混在する月の合算対象期間の取扱いについて |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法第11条の2 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第14条 |
| 疑義内容 | <p><事例></p> <p>本人の記録 国民年金任意加入期間昭和55年6月1日～昭和55年6月2日 (未納)</p> <p>国民年金任意未加入期間昭和55年6月2日～昭和56年4月1日</p> <p>配偶者の記録 厚生年金保険期間昭和55年6月1日～昭和56年4月1日</p> <p>上記のように、昭和61年3月以前に任意加入期間（未納）と任意未加入期間が混在する月（昭和55年6月）について、合算対象期間として取り扱えるでしょうか。</p> <p>配偶者の厚生年金保険資格取得に伴い、国民年金強制加入資格喪失となり、喪失同日に国民年金任意加入していますが、翌日には任意加入資格喪失しています。これは、被保険者本人が任意加入の申込みを撤回したと思われます。</p> |
| 回答 | <p>合算対象期間の計算の基礎となっている月に、保険料納付済期間又は保険料免除期間が混在するときは、その月は合算対象期間とはなりません。保険料納付済期間も保険料免除期間もないときは、合算対象期間となります。</p> <p>本件については、国民年金保険料納付済期間も保険料免除期間もないため、合算対象期間の計算の基礎として取り扱うことができます。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 旧農林共済組合員期間の退職一時金を受給したものの、60歳以降受給権を満たさないため、返還一時金として清算した期間の取扱いについて |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第8条2～5、第12条第1項第3号 |
| 疑義内容 | <p>昭和15年9月18日生まれの男性が、昭和47年4月に旧農林共済組合員期間の退職一時金（支給期間昭和39年4月9日～昭和47年2月29日）を受け、原資を残していました（留保）。しかし、60歳到達後、受給権を満たさなかったため、平成14年5月に留保分を60歳の返還一時金として受給しました。その後、厚生年金に加入したため、上記の旧農林共済組合員期間と厚生年金保険被保険者期間を合算すれば、受給資格を満たすことになりました。</p> <p>共済組合では、昭和55年1月1日以降受けた脱退一時金期間は、組合員期間ではなかったものとされるとあります。この旧農林共済組合員期間が合算対象期間とされるものかどうかご教示ください。</p> |
| 回答 | <p>本件の返還一時金の計算の基礎となった旧農林共済組合員期間については、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項第5号に規定する合算対象期間となります。</p> <p>また、国民年金法昭和60年改正法附則第12条第1項第3号及び第57条に規定する支給要件の特例についても該当します。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 国家公務員共済組合員期間と厚生年金被保険者期間が重複する場合の受給権発生年月日について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第2項、第12条第1項第3号 国民年金法昭和61年経過措置政令第9条 |
| 疑義内容 | <p>国家公務員共済組合員期間と厚生年金被保険者期間が重複する期間を有する者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日についてご教示願います。</p> <p>○昭和24年1月13日生まれ（男性） 60歳到達月の前月（平成20年12月）までの被保険者期間等 国民年金全額免除期間18月 厚生年金被保険者期間199月 国家公務員共済組合員期間37月 ただし、上記の期間には次の期間が含まれており、昭和45年12月が1月として、それぞれの被保険者期間・組合員期間として含まれています。 国家公務員共済組合 昭和42年12月5日資格取得 ※昭和45年12月4日資格喪失 厚生年金保険 ※昭和45年12月21日資格取得 昭和46年6月29日資格喪失</p> <p>当該者が平成21年1月1日厚生年金被保険者資格を取得し、引き続き厚生年金被保険者資格を有した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日がいつになるかご教示願います。</p> |
| 回答 | 当事例については、国民年金法昭和60年改正法附則第12条第1項第3号、同条第3項及び同法昭和61年経過措置政令第22条第2項第4号により、厚生年金被保険者期間204月、共済組合員期間36月により平成21年6月1日付で受給権が発生することになります。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第12条第1項第3号 |
| 疑義内容 | <p>昭和22年9月14日生まれの男性から、平成23年1月14日に特別支給の老齢厚生年金の請求があり、平成23年1月27日に裁定されました。 (加入期間)</p> <p>国家公務員共済組合昭和40年9月27日～昭和42年12月15日（28ヵ月） 国民年金昭和42年12月15日～昭和42年12月18日（納付なし） 厚生年金保険昭和42年12月18日～昭和44年8月1日（20ヵ月） 国民年金昭和44年8月14日～昭和61年8月1日（免除36月のみ） 厚生年金保険昭和61年8月1日～平成3年7月1日（59ヵ月） 国民年金平成3年7月1日～平成10年10月1日（納付なし） 厚生年金保険平成10年10月1日～現存中</p> <p>上記加入期間において、受給権発生年月は昭和42年12月が共済組合加入期間、及び厚生年金保険加入期間として2ヵ月算入したうえで、平成21年11月となるのか、平成21年12月となるのかご教示ください。</p> |
| 回答 | 本件については、国民年金法昭和61年経過措置政令第22条第2項第4号により、平成21年12月1日に受給権発生となります。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | | | | | | | | | |
|------------|---|----------|------------|------------|------------|----------|-----------|----|-----|
| テーマ | 統合共済期間を有する者の受給権発生日について | | | | | | | | |
| 関連条文 | 厚生年金保険法平成8年改正法附則第5条、第8条第1項第1号 | | | | | | | | |
| 疑義内容 | <p>N T T 共済期間を有し、既に退職共済年金を受給している方が、60歳以降に初めて厚生年金保険に加入し現在も加入中の場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日はいつになるでしょうか。また、請求手続きについてご教示願います。</p> <p><事例></p> <table> <tbody> <tr> <td>N T T 期間</td> <td>昭和40年～平成6年</td> </tr> <tr> <td>共済年金受給権発生日</td> <td>平成6年12月31日</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険期間</td> <td>平成20年～加入中</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>64歳</td> </tr> </tbody> </table> | N T T 期間 | 昭和40年～平成6年 | 共済年金受給権発生日 | 平成6年12月31日 | 厚生年金保険期間 | 平成20年～加入中 | 年齢 | 64歳 |
| N T T 期間 | 昭和40年～平成6年 | | | | | | | | |
| 共済年金受給権発生日 | 平成6年12月31日 | | | | | | | | |
| 厚生年金保険期間 | 平成20年～加入中 | | | | | | | | |
| 年齢 | 64歳 | | | | | | | | |
| 回答 | <p>厚生年金保険法附則第8条に、1年以上の被保険者期間を有するに至ったときは、特別支給の老齢厚生年金が支給されるとあることから、当該事案については、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上有することになった平成21年に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。</p> <p>しかし、厚生年金保険法平成8年改正法附則第5条によれば、旧適用法人共済組合員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされるとあり、また、厚生年金保険法平成8年改正法附則第8条第1項第1号によれば、施行日の前日において旧適用法人共済組合が支給する改正前国家公務員共済組合法の規定による退職共済年金の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は計算の基礎としないとあります。</p> <p>このことから、本件については法律上の特別支給の老齢厚生年金の受給権が60歳時点で発生しています。一方、厚生年金保険法第43条第2項により、老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としません。</p> <p>したがって、厚生年金保険法第42条、第43条第3項に基づき、厚生年金保険の被保険者資格の喪失もしくは65歳到達時に請求していただくことになります。</p> | | | | | | | | |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 障害年金加算改善法における経過措置の振替加算について |
| 関連条文 | 平成22年改正法（障害年金加算改善法）に伴う政令第7条（経過措置による振替加算） |
| 疑義内容 | <p>経過措置の振替加算対象者の要件は、1.65歳以上85歳未満（大正15年4月2日～昭和21年4月1日生まれ）である2.配偶者の障害基礎・厚生年金受給権発生日の翌日から本人の65歳到達日の前日までに婚姻している3.老齢基礎年金の受給権を有している4.法施行日の前日（平成23年3月31日）から施行日（平成23年4月1日）まで引き続き障害基礎・厚生年金の受給権者である配偶者によって生計を維持していることです。</p> <p>次の事例のように、妻が65歳到達日の翌日以降法施行日の前々日（平成23年3月30日）までの間に同一の夫と離婚・再婚した場合でも、上記の要件を満たしているため、妻は経過措置の振替加算対象者となると解釈してよいかご教示願います。この場合、離婚時の事実婚の有無は問わないと解釈してよいか併せてご教示願います。</p> <p>夫・・・障害基礎・厚生年金（1350）：昭和62年5月15日受給権発生 妻・・・昭和7年3月14日生（79歳） 老齢基礎年金（1150）：平成9年3月13日受給権発生（厚年16月）昭和63年婚姻 （夫姓）→平成9年6月16日離婚→平成9年7月1日再婚（妻姓）～現在に至る（現在まで生計維持関係あり）</p> |
| 回答 | <p>平成22年経過措置政令第7条第1項第2号の規定では、「当該老齢基礎年金受給権者の配偶者となった日が、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該老齢基礎年金受給権者が65歳に達した日の前日までの間にあること。」としています。</p> <p>このうち「配偶者となった日」については、同一人と複数回婚姻した場合の規定がないため、本件の場合、「配偶者となった日」は昭和63年中となり、平成22年経過措置政令第7条第1項第2号に該当することになります。</p> <p>よって、平成9年6月16日離婚から平成9年7月1日再婚までの間の事実婚の有無にかかわらず、平成22年経過措置政令第7条第1項に該当することになります。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 特別支給の老齢厚生年金受給者の老齢基礎年金の全部繰上げ申出後に係る障害者特例請求の可否について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法附則第9条の2 国民年金法附則第9条の2 |
| 疑義内容 | 60歳から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の支給を受けていた方が、老齢基礎年金の全部繰上げを申出した後であっても、定額部分支給開始年齢に到達する前であれば、障害者特例の請求が可能かご教示願います。 |
| 回答 | 本件の場合、障害者特例の請求は可能です。 ただし、この場合も、定額部分のうちの基礎年金相当部分は支給が停止されます。 (厚生年金保険法昭和60年改正法附則第62条第2項による読替後の厚生年金保険法附則第11条の4第1項) なお、老齢基礎年金の一部繰上げを請求された場合は、その後、障害者特例請求や長期加入者の特例は適用されません。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 高年齢雇用継続給付の遡及精算について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法附則第11条の6 |
| 疑義内容 | <p>高年齢雇用継続給付の遡及精算について、厚生年金保険法附則第11条の6の「高年齢雇用継続給付金の支給を受けることができるときは…」とは、受給者が実際に高年齢雇用継続給付金の請求を行い受給したか否かを問わず、受給することができる場合は調整を行う必要があるとされ、具体的には、当該給付金が不支給決定されない月は精算されないこととされています。</p> <p>しかし、当該給付金には請求期限（原則2ヵ月間）があることから、請求 자체ができる期間が生じます。このような場合は、労働保険側と年金保険側の両方から給付が行われない期間が生じます。</p> <p>このような高年齢継続給付金を受けることが出来なくなった場合など、本人の請求の意思にかかわらず、制度的に当該給付を受ける可能性がなくなったことが確認できる場合は、厚生年金保険法附則第11条の6の「当該給付の支給を受けることができるとき」には該当しないと解釈すべきでしょうか。</p> |
| 回答 | 雇用保険法第61条第1項に「…に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。」とあるように、受給者が客観的要件を満たしていれば、厚生年金保険法附則第11条の6第1項の「その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるとき」に該当することになります。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 高年齢雇用継続基本給付金の請求を行わなかった場合の特別支給の老齢厚生年金の支給調整について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法附則第11条の6 |
| 疑義内容 | 特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を請求できるものの、請求を行わなかった場合の年金の支給調整はどのようにになりますか。 |
| 回答 | <p>厚生年金保険法附則第11条の6に「…その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、…」とあるため、在職老齢年金の調整に加えて高年齢雇用継続基本給付金との調整も行われることになります。</p> <p>年金の支給調整は、厚生労働省職業安定局労働市場センターから提供される雇用情報により、実際の高年齢雇用継続基本給付金の受給状況を確認のうえ行っています。よって、受給者からの高年齢雇用継続基本給付金の請求を行わなかった旨の申出により、年金の支給調整の解除を行うことはできません。</p> <p>なお、雇用情報の提供を受け年金を支給調整していた受給者について、その後、新たに雇用情報の提供がないまま数ヶ月後に次のいずれかに該当した場合については、当該雇用情報の提供がされなかった期間を「高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができなかった期間」として、年金の支給調整を解除しています。（支給停止を解除した後、雇用情報の提供があれば、遡及して年金の支給調整を行うことになります。）</p> <p>1.請求を行わなかった月後の雇用情報が提供された場合 2.退職又は65歳に達した場合</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 基金代行部分がある者の老齢厚生年金繰下げについて |
| 関連条文 | 厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項平成12年改正前厚生年金保険法第44条の3第4項、第131条第1項、第132条第2項 |
| 疑義内容 | <p>厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項に基づき老齢厚生年金を繰下げ請求した方については、基金代行部分に係る繰下げによる加算分は国が支給することになるのでしょうか。</p> <p>＜事例＞</p> <p>生年月日昭和9年8月14日（男性） 厚生年金保険被保険者期間423月、うち基金加入期間320月 平成6年8月14日特別支給の老齢厚生年金受給権発生 平成11年8月13日65歳到達 平成14年9月26日老齢厚生年金繰下げ請求</p> |
| 回答 | <p>厚生年金基金の加入員であった期間がある方が、厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合、厚生年金基金が支給する老齢厚生年金の代行部分の金額については繰下げによる加算は行われません。</p> <p>また、厚生年金基金が支給する老齢厚生年金の代行部分の支給開始時期については、繰下げの申出をした場合でも老齢厚生年金の受給権を取得したときからとなります。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 旧農林共済組合員期間の標準給与の月額について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法平成13年改正法附則第8条第1項、第2項 厚生年金保険法昭和44年改正法附則第3条 |
| 疑義内容 | 旧農林共済組合員期間（昭和38年4月1日～昭和39年2月27日）で、標準給与の月額が1万円未満の期間を有する者に、老齢厚生年金の受給権が発生した場合、当該期間の標準報酬月額は厚生年金保険加入期間に準じて1万円として年金額の計算が行われるのでしょうか。 |
| 回答 | <p>本件対象者の旧農林共済組合員期間は、昭和38年4月1日から昭和39年2月27日であるため、厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす場合は厚生年金保険法平成13年改正法附則第8条第2項が適用されます。</p> <p>厚生年金保険法平成13年改正法附則第8条第2項については、「前項の規定にかかわらず、昭和61年4月1日前の旧農林共済組合員期間（昭和34年1月1日前の期間を除く。）における各月の旧農林共済法による標準給与の月額（その月が附則別表第1の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額）を平均した額（その額が47万円を超えるときは、47万円）を、昭和61年4月1日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。」と規定されています。</p> <p>そのため、各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた各月の旧農林共済法による標準給与の月額を平均した額が1万円に満たないものであれば、厚生年金保険法昭和44年改正法附則第3条が適用されます。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 障害年金加算改善法における経過措置の振替加算について |
| 関連条文 | 平成22年改正法（障害年金加算改善法）に伴う政令第7条 (経過措置による振替加算) |
| 疑義内容 | <p>経過措置の振替加算対象者の要件は、1.65歳以上85歳未満（大正15年4月2日～昭和21年4月1日生まれ）である2.配偶者の障害基礎・厚生年金受給権発生日の翌日から本人の65歳到達日の前日までに婚姻している3.老齢基礎年金の受給権を有している4.法施行日の前日（平成23年3月31日）から施行日（平成23年4月1日）まで引き続き障害基礎・厚生年金の受給権者である配偶者によって生計を維持していることです。</p> <p>次の事例のように、妻が65歳到達日の翌日以降法施行日の前々日（平成23年3月30日）までの間に同一の夫と離婚・再婚した場合でも、上記の要件を満たしているため、妻は経過措置の振替加算対象者となると解釈してよいかご教示願います。この場合、離婚時の事実婚の有無は問わないものと解釈してよいか併せてご教示願います。</p> <p>夫・・・障害基礎・厚生年金（1350）：昭和62年5月15日受給権発生 妻・・・昭和7年3月14日生（79歳） 老齢基礎年金（1150）：平成9年3月13日受給権発生（厚年16月）昭和63年婚姻（夫姓）→平成9年6月16日離婚→平成9年7月1日再婚（妻姓）～現在に至る（現在まで生計維持関係あり）</p> |
| 回答 | <p>平成22年経過措置政令第7条第1項第2号の規定では、「当該老齢基礎年金受給権者の配偶者となった日が、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該老齢基礎年金受給権者が65歳に達した日の前日までの間にであること。」としています。</p> <p>このうち「配偶者となった日」については、同一人と複数回婚姻した場合の規定がないため、本件の場合、「配偶者となった日」は昭和63年中となり、平成22年経過措置政令第7条第1項第2号に該当することになります。</p> <p>よって、平成9年6月16日離婚から平成9年7月1日再婚までの間の事実婚の有無にかわらず、平成22年経過措置政令第7条第1項に該当することになります。</p> |

| | |
|------|--|
| テーマ | 振替加算対象者の該当の可否について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第14条 国民年金法平成16年改正法附則第21条 |
| 疑義内容 | <p>老齢の受給権がなかった妻が夫の死亡により遺族年金の手続きを行いましたが、同時に国民年金3号特例を届出し、老齢の受給権が発生しました。夫には妻が65歳になるまで配偶者加給金が支給されていました。妻の老齢受給権発生時に夫は死亡していますが、妻は振替加算の対象になるのかご教示願います。なお、経過は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年6月8日妻加給年金額対象者として付番、以降妻が65歳となる平成12年1月分まで夫に配偶者加給金支給。 ・平成22年11月30日に夫死亡。 ・平成23年1月11日妻が遺族年金手続。同時に3号特例を届出し、妻の老齢受給権が発生。 |
| 回答 | 65歳以後に受給権が発生した場合の振替加算については、国民年金法昭和60年改正法附則第18条第2項において、その権利を取得した当時同法附則第14条第1項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持していたときは加算されると規定されていることから、受給権発生時に配偶者が死亡している場合には振替加算は加算されません。 |

| | |
|------|--|
| テーマ | 配偶者が繰下げ待機中である場合の振替加算について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第14条 |
| 疑義内容 | <p>夫（昭和21年5月生まれ）は現在在職中で、65歳到達による老齢厚生年金の再計算により、加給年金を加算することができる資格を満たしている者（以下「老齢満了者」という）となります。しかし、老齢基礎・老齢厚生年金ともに繰下げ待機中で、65歳改定後の老齢厚生年金は未請求です。また、妻（昭和24年12月生まれ）は、特別支給の老齢厚生年金受給中で、加給年金の振替加算対象者です。</p> <p>妻が65歳になった時点において、夫が繰下げ待機中であり老齢厚生年金の決定がない場合、妻に振替加算が加算されるのかご教示願います。また、振替加算が加算されるのであれば、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届（様式222号）」による手続きとなるのか、事務処理方法についてもご教示ください。</p> |
| 回答 | <p>妻が65歳に達して老齢基礎年金の受給権が発生したときから、振替加算が加算されます。</p> <p>振替加算が加算されるのは、65歳に達した日の前日において、240月以上の老齢厚生年金受給権者の加給年金額の対象者であることが要件です。</p> <p>繰下げ待機中の夫は、請求していくなくとも65歳で老齢厚生年金の受給権は発生していることになります。</p> <p>手続としては、妻が65歳になり老齢基礎年金の受給権が発生した時に、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届（様式222号）」に必要書類を添付して振替加算を請求してください。添付書類は、夫が65歳到達して老齢厚生年金額の計算の基礎となる月数が240月以上となった当時の、1.加給年金額の対象者（妻）と受給権者（夫）との身分関係を明らかにできる市町村長の証明書又は戸籍の抄本、2.加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証する書類となります。妻が65歳に達した日において、繰下げ待機中の夫によって生計を維持していたことを申立て確認するようにしてください。</p> |

| | |
|------|--|
| テーマ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条に基づく「保護者」及び民法の規定に基づく「成年後見人」による老齢基礎（厚生）年金の本来請求、繰上げ請求、繰下げ請求の取扱いについて |
| 関連条文 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条、民法第7条、第8条、第9条、第13条、第103条 |
| 疑義内容 | <p>国民年金の第1号又は第3号被保険者期間のみを有し、60歳時点で老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に係る照会です。</p> <p>老齢基礎年金の本来請求時期は65歳ですが、本人が認知症のため、子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条に基づく「保護者」に選任されています。</p> <p>この場合の、老齢基礎年金の繰上げ請求又は繰下げ請求の可否についてご教示願います。</p> <p>また、民法の規定に基づく「成年後見人」が選任されている場合の取扱いについても併せてご教示願います。</p> |
| 回答 | <p>「保護者」は、財産の管理については事実上の管理に限定されており、法律行為までは認められていません。したがって、本人を代理し裁判請求を行うことはできません。また、「後見人」については、民法第859条により財産管理権を認められているため、本来請求、繰上げ・繰下げ請求、共に行うことができます。</p> <p>なお、後見人制度の「保佐人」と「補助人」は、「成年後見人」より権限が限られているため、原則、上記「保護者」と同様の取扱いになると考えますが、家庭裁判所の許可がある場合には、「保佐人」や「補助人」であることが確認できる審判書及び顔写真付の身分証明書、家庭裁判所から許可されたことが分かる書類の確認により、被保佐人及び被補助人に係る本来請求、繰上げ請求、繰下げ請求を行えると考えます。（民法第876条の4、第876条の8）</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 加給対象配偶者（外国籍）の生計維持関係確認に要する添付書類について |
| 関連条文 | 昭和31年12月25日保発第59号 昭和61年7月10日庁保険発第35号 |
| 疑義内容 | <p>加給対象配偶者（外国籍）との生計維持関係の認定について、請求者の住所が日本国外にある場合、戸籍謄本において婚姻関係は確認できますが、世帯全員の住民票、所得証明書といった公的な証明が取れません。</p> <p>請求者と配偶者の双方から提出された、居住国の公的機関が発行した証明書の住所表記が、請求者の在留国の日本領事館による住所の証明と一致していれば同居の確認書類として使用して差し支えないでしょうか。</p> <p>また、「居住開始日」が居住証明書で確認できない場合は、ご本人の申立や第三者証明を確認書類とすることになりますが、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が発生する前に請求する場合においては、「居住開始日」の記載は不要と判断して差し支えないでしょうか。</p> |
| 回答 | 貴見のとおり取り扱うこととして差し支えありません。また、定額部分発生前の請求であれば、請求時点の状況を確認することになりますので、「居住開始日」の記載がなくても問題はありません。 |

| | |
|------|---|
| テーマ | 特別支給の老齢厚生年金の定額部分発生後に裁定請求をする場合の添付書類について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法平成6年改正法附則第19条第4項第5項 厚生年金保険法施行規則第30条平成17年12月16日 府保険発第1216001号平成23年3月23日 年発0323第1号 |
| 疑義内容 | <p>以下の事例における裁定請求書（老齢）に添付する戸籍・住民票の発行年月日について、ご教示願います。</p> <p>＜事例＞ 生年月昭和22年4月（男性） 平成23年4月定額部分発生年齢到達 平成23年5月老齢年金裁定請求</p> <p>事例のケースについて、当年金事務所では受給権発生日以後、かつ、提出日から6月以内に交付された戸籍・住民票が必要として、平成23年3月に交付された戸籍・住民票をお預かりしたところ、事務センターより定額発生日以後、かつ、提出日から6月以内に交付された戸籍・住民票が必要である旨の指示がありました。</p> <p>定額発生後の請求であっても、戸籍・住民票は必ずしも定額発生後に交付されたものである必要はないものと思われます。</p> <p>一方、平成23年3月23日年発0323第1号によると、生計維持関係の認定日は加給年金の加算開始事由に該当した日としており、定額発生日時点の婚姻状況等により生計維持関係を認定する必要があることから、事務センターの主張どおり、定額発生日以後に交付された戸籍・住民票が必要とも思われます。いずれが正しいのかご教示願います。</p> |
| 回答 | <p>定額部分支給開始年齢到達後に裁定請求があった場合、生計維持関係の認定は定額部分支給開始年齢に達した当時の事情に基づき判断することとされています。（平成13年2月28日府保険発第7号通知「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う実施事務の取扱いについて（通知）」の「第2 加給年金額対象者の生計維持関係の認定等に関する事項」の1の（2）参照）</p> <p>受給権発生日以後に交付されたもので、かつ、提出日から6月以内の戸籍・住民票の内容が、定額部分支給開始年齢に達した当時の事情と変わらないものであれば、定額部分発生日前のものでも問題ありません。ただし、提出日において生計維持関係の状態に変更が無いことを聴き取り、必ず「老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届（生計維持申立書）」を受理してください。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 生計維持関係の収入に係る認定について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法施行規則第30条第2項第5号 |
| 疑義内容 | 収入の証明として、給与所得者に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書が添付されることがあります。課税証明書等と同様に取り扱ってよいでしょうか。 市役所等に確認したところ、給与所得以外に所得があり確定申告をする際に、給与所得以外の所得に対する税金を特別徴収にするか、普通徴収にするかは選択することになっており、特別徴収を選択した場合はその他の所得の欄に所得額が記載されるが、普通徴収を選択した場合は特別徴収税額の決定通知書にはその所得については記載されないとのことでした。 |
| 回答 | 本件については、源泉徴収票の取扱いに準じて、「他に所得がない」ことの申立を請求者に記入していただく、又は担当者がその旨を聞き取り確認したことを明記することによって、収入の証明書に代わるものとして取り扱ってください。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 配偶者の所得確認について |
| 関連条文 | - |
| 疑義内容 | <p>障害厚生年金(2級で配偶者加給金が加算されている)の受給権者が老齢厚生年金を請求する際の配偶者の所得確認書類について、当事務所としては障害厚生年金の加給対象者であることをもって所得証明書を不要として受け付けましたが、県事務センター分室より加給対象者ということで所得証明書を不要とするのは老齢年金の加給対象者である場合に限られるとして所得証明書の提出を求められたところです。</p> <p>マニュアルによると「公的年金加給年金額対象者であるとき」には対象者の所得証明については不要であるとの記載がありますが、障害厚生年金の加給対象者であることをもって所得証明は不要との取扱いをしてもよいかお伺いします。</p> <p>また、「公的年金の加給年金額対象者」には共済年金の加給対象者である場合も含まれるかも併せてお伺いします。</p> |
| 回答 | <p>生計維持認定対象者に係る収入に関する認定に当たっては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（昭和61年4月30日府保険発第29号）により、収入に関する認定関係において添付を求める書類は、前年もしくは前々年の源泉徴収票もしくは課税証明書又は認定対象者が別表2左欄に掲げる者である場合にあっては同表右欄に掲げる書類となっています。</p> <p>別表2の認定対象者の状況が公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者の場合は、提示書類が年金証書及び裁定通知書となっており、老齢年金の加給対象者に限定しているとは読めず、また、公的年金には当然共済年金が含まれると考えられます。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 外国籍の人が年金請求する際の給対象者の生計維持関係確認に要する添付書類について |
| 関連条文 | - |
| 疑義内容 | <p>戸籍・住民票のない外国籍の厚生年金長期被保険者が、帰国後に年金請求する際に、加給対象配偶者(外国籍)との生計維持関係を認定する場合、IRSForm6166はアメリカにおいて居住証明として利用されており、そこに連名で記載されていることは同居を意味し、また社会保障番号で管理されている中でTIN、Spouse'sTINと記載されている場合は婚姻関係にあることを示している。</p> <p>本人の申し立てや第三者証明よりも確実な確認書類と考えるが、婚姻及び同居の確認として使用して差し支えないかご教示願います。</p> |
| 回答 | <p>婚姻の確認については、日本国籍の者である場合、戸籍により確認することになりますが、日本国外に住所がある外国籍の者であるため、戸籍に代わる書類（居住国の公的機関が発行した証明書で、「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」が明記されているもの）により確認することになります。ただし、婚姻の確認のため配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」や請求者と配偶者の「婚姻日」も明記されています。</p> <p>同居の確認については、上記の戸籍に代わる書類で問題ありませんが、「居住開始日」も明記されている必要があります。請求者と配偶者の居住地が相違していることにより確認できない場合は、第三者証明が必要になります。</p> <p>本件の居住証明書（Form6166）については、米国内国歳入庁（IRS : InternalRevenueService）が発行しているため、居住国の公的機関が発行した証明書には該当しますが、請求者及び配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」「婚姻日」「居住開始日」が明記されているものではないため、居住証明書のみでは生計維持関係の認定を行う時点の婚姻及び同居の確認書類としては使用できません。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 生計維持認定を行う時期及び添付書類について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法施行規則第30条昭和61年4月30日 令保険発第29号 |
| 疑義内容 | <p>生計維持認定を行う時期及び添付書類の要否について照会します。</p> <p>＜事例＞</p> <p>裁定請求受付平成22年12月27日</p> <p>請求者 生年月日昭和25年11月3日（60歳男性） 厚生年金保険41年加入、平成22年12月31日退職 加給年金加算時期65歳予定 配偶者 昭和61年4月1日～平成22年12月1日 国民年金第3号被保険者 平成22年12月1日～ 国民年金第1号被保険者</p> <p>本件の場合、加給年金の加算時期は老齢厚生年金の裁定よりも先となります。生計維持確認のための所得証明書の提出が必要でしょうか。また、所得証明書が必要となる場合はいつ時点の所得証明書になるかご教示願います。</p> |
| 回答 | <p>老齢厚生年金の新規裁定請求時に、生計維持関係を確認するための書類を添付することが必要です。また、加給年金の加算時期には、改めて生計維持の状態に関する申立が必要です。</p> <p>本件の場合、平成22年12月27日請求時点の前年分の所得証明（※当該年分の所得証明が添付できないため。）を基に、生計維持関係を確認することになります。</p> <p>なお、加給年金の加算開始時期を過ぎてから裁定請求される場合は、その加給年金の加算時点の生計維持関係を確認する必要があります。</p> |

| | |
|------|--|
| テーマ | 65歳以降に後納保険料納付した者の老齢基礎年金の受給権について |
| 関連条文 | 昭和60年改正法附則第8条第5項、第18条 厚生年金保険法第42条 厚生年金保険法附則第14条 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）附則第2条第4項 |
| 疑義内容 | <p>国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）附則第2条第4項によれば、後納保険料の納付が行われた日に納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなすとあります。</p> <p>以下の事例において、65歳以降に後納保険料を納付した場合、老齢基礎年金の受給権は発生しないと解してよろしいか、ご教示願います。（いずれの事例も65歳以降の被保険者期間を有しないものとします。）</p> <p>事例1 昭和36年3月以前の厚生年金被保険者期間(12月)と合算対象期間(288月)で受給資格を満たさない者（受給資格短縮要件なし）が、65歳以降に後納保険料を納付した場合</p> <p>事例2 昭和36年4月1日以後の脱退手当金支給期間（36月）と合算対象期間（264月）で受給資格を満たさない者が、65歳以降に、後納保険料を納付した場合</p> |
| 回答 | <p>【事例1について】</p> <p>65歳に達した日において、合算対象期間のみを有している（保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない）者が、後納制度を利用し、65歳に達した日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を納付した場合は、保険料を納付した日以降、65歳に達した日において保険料納付済期間を有することになります。</p> <p>また、振替加算の受給要件もなく、65歳に達した日において、合算対象期間を25年以上有しているが、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、後納制度を利用し、65歳に達した日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を納付した場合も、保険料を納付した日以降、65歳に達した日において保険料納付済期間を有することになります。</p> <p>(参考) 65歳に達した日において合算対象期間を25年以上有しているが、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、振替加算の支給要件に該当する場合は、昭和60年改正法附則15条による老齢基礎年金の受給権者となることから、後納制度は利用できません。</p> |

| | |
|----|--|
| 回答 | <p>したがって、事例1の者については、</p> <p>○後納保険料を納付することにより、納付した日において、昭和36年3月以前の厚生年金保険の被保険者期間が合算対象期間となります。（昭和60年改正法附則第8条第5項第4号）</p> <p>○65歳に達した日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を1月納付した日に、老齢基礎年金の受給権が発生します。（年金確保支援法附則第2条第6項による読み替え後の昭和60年改正法附則第18条第1項）</p> <p>○昭和61年4月以後に後納保険料を1月納付することにより、昭和36年3月以前の厚生年金被保険者期間は合算対象期間となるため、納付日に老齢基礎年金の受給資格を満たします。（昭和60年改正法附則第8条第5項第4号）また、老齢基礎年金受給権者である者が厚生年金保険被保険者期間（昭和36年以前の期間と昭和36年以後の期間を合わせて1年以上あること）を有することとなり、老齢厚生年金の受給権が発生します。（厚生年金保険法附則第14条昭和61年経過措置政令第14条第3項）</p> <p>【事例2について】</p> <p>脱退手当金の支給を受けた昭和36年4月1日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間を合算対象期間とするためには、昭和61年4月1日から65歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する必要があります。</p> <p>脱退手当金の支給を受けた昭和36年4月1日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者を有し、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、後納制度を利用し、65歳に達した日の前日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を納付した場合は、保険料を納付した日以降、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間を有することになります。</p> <p>したがって、事例2の者については、65歳に達した日の前日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を1月納付した日に、脱退手当金の支給を受けた昭和36年4月1日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間が合算対象期間となり、老齢基礎年金の受給権が発生します。（昭和60年改正法附則第8条第5項第7号及び第18条第1項）</p> <p>なお、脱退手当金の支給を受けた昭和36年4月1日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者を有し、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、国民年金の3号特例の届出をした場合も、3号特例の届出日以降、脱退手当金の支給を受けた昭和36年4月1日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間が合算対象期間となります。</p> <p>※ これらの取扱いについては、厚生労働省年金局に確認済。</p> |
|----|--|

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 二重国籍者の合算対象期間について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 |
| 疑義内容 | <p>国民年金法附則第7条第1項および昭和60年改正法附則第8条5項1号・9号での、日本国籍を有するものの海外在住期間の合算対象期間は、日本国籍と他の国との二重国籍者の場合でも、合算対象期間として取り扱ってよろしいでしょうか。</p> <p>アメリカ国籍取得日平成13年9月21日 20歳から60歳未満の海外在住期間昭和51年2月～平成9年12月</p> |
| 回答 | <p>昭和61年4月1日以前については、国民年金法附則(60)第8条第5項第9号の規定により、日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間（20歳に達した日の属する月より前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係る者を除く。）のうち、昭和36年4月1日から施行日（昭和61年4月1日）の前日までの期間に係るものについては、合算対象期間とされています。</p> <p>また、昭和61年4月1日以降については、国民年金法附則第5条第1項3号及び同7条第1項の規定により、昭和61年4月からの日本国籍を有する者等が海外に在住した20歳以上65歳未満の期間は国民年金に任意加入することができ、そのうち任意加入しなかった60歳未満の期間については、合算対象期間とされています。</p> <p>これらのことから、本事案の対象者については日本国籍を有している昭和51年2月から平成9年12月の期間の海外在住期間については合算対象期間と取り扱うことになります。</p> <p>なお、二重に国籍を有することの当否については、別途判断されるべきものです。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 65歳以降に届出された3号特例の期間を有するものの受給権について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第18条第1項、国民年金法平成16年改正法附則第21条 |
| 疑義内容 | 65歳に達した日において、保険料納付済期間または保険料免除期間を有しない者が、65歳以降に3号特例届出をしたことにより、国民年金法第26条に規定する老齢基礎年金の支給要件を満たしたときは、その時に受給権が発生すると解釈してよろしいでしょうか。 |
| 回答 | 3号特例制度の目的は、「第三号被保険者に該当することの届出がなされていないため、老齢基礎年金受給時になって低年金や無年金になってしまう場合があることに配慮して、過去の未届であった第三号被保険者期間について平成7年4月から平成9年3月までの期間に特例届出を認め、基礎年金制度による老後保障に十全を期することとした。」（平成6年11月9日発年第59号厚生事務次官通知）とされています。 平成16年改正法により3号特例届出が行われた本事例の場合、3号特例届出日に受給資格を満たし老齢基礎年金の受給権が発生することになります。（国民年金法昭和60年改正法附則第18条第1項、同法平成16年改正法附則第21条） |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 昭和36年4月以前の厚生年金被保険者期間のみを有していた者が65歳以降に届出された3号特例の期間を有する場合の受給権について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第18条第1項、国民年金法平成16年改正法附則第21条 |
| 疑義内容 | 昭和36年4月より前の厚生年金被保険者期間（20月）及び合算対象期間（230月）のみで受給資格を満たさないものが、65歳以降に3号特例届出（106月）をした場合、昭和36年4月より前の厚生年金被保険者期間を通算し、3号特例届出日において受給資格を満たし受給権が発生すると解釈してよろしいでしょうか。 合算対象期間 昭和42年2月～昭和61年3月 3号特例届 昭和61年4月1日～平成7年2月7日 平成21年8月7日届出 |
| 回答 | 3号特例制度の目的は、「第三号被保険者に該当することの届出がなされていないため、老齢基礎年金受給時になって低年金や無年金になってしまう場合があることに配慮して、過去の未届であった第三号被保険者期間について平成7年4月から平成9年3月までの期間に特例届出を認め、基礎年金制度による老後保障に十全を期することとした。」（平成6年11月9日発年第59号厚生事務次官通知）とされています。 本事例の場合、3号特例届出日に受給資格を満たし受給権が発生することになります。（国民年金法昭和60年改正法附則第18条第1項、同法平成16年改正法附則第21条、厚生年金保険法附則第14条） |

2. 本人確認

ここでは日本年金機構が策定する年金相談マニュアルの中から「本人確認」の取扱いを紹介します。

日本年金機構では、個人情報を確認せずに、「年金制度」や「手続き方法」等の一般論に限定して相談を行う形態を「一般相談」と呼んでいます。

一方、年金記録やプライバシーに関わる個人情報を確認したうえで、個別具体的な内容まで踏み込んで相談を行う形態を「個別相談」と呼んでいます。

「個別相談」を行う場合には「本人確認」を実施します。

市区町村での年金関係手続きについても、なりすまし防止の観点から、引き続き適正な本人確認を行うべく、以下に記載した事項も参考にしてください。

(1) 本人への個別相談

- 次の①又は②を確認できたときは、本人として個別相談Point 1に応じることができる。

① 日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 のいずれか1つを持参した場合

次のア及びイを突合し、すべての内容が一致すること。

ア 年金相談・手続受付票に記載されている各項目

イ 窓口装置で確認できる記録

<注意>

文書を交付するとき及び個人番号による年金相談や照会を受けるときは、本人確認書類Point 5の確認が必要となる。

② 本人確認書類Point 5を持参した場合

次のア及びイと、持参した本人確認書類を突合し、すべての内容が一致すること。

ア 年金相談・手続受付票に記載されている各項目

イ 窓口装置で確認できる記録

(2) 本人以外への個別相談

本人以外の方からの相談の場合、来訪者の区分に応じた確認ができたときは、本人の代理人(受任者)として、個別相談Point 1に応じることができる。

① 家族

- 次のア及びイを確認できたときは、個別相談Point 1に応じることができる。

ア 委任状Point 6

イ 家族の本人確認書類Point 5

(次ページに続く)

(2) 本人以外への個別相談 (① 家族 つづき)

- 文書を交付するときは、委任状に「代理人（受任者）に交付を希望する」旨の記載があることを確認できた場合に応じることができる。
- 本人が、病気・けが等の身体的要因により、委任状が作成できない場合は、次のア～ウをすべて確認し、工については可能な限り確認を行うことにより、個別相談に応じることができる。
- 文書を交付するときは、ア～工をすべて確認し、また日本年金機構から本人に交付された文書（相談対象者宛のもの）を確認できた場合に応じることができる。

ア 相談対象者との続柄が、次の（ア）～（ク）のいずれかであることの申立て

- (ア) 配偶者
- (イ) 子
- (ウ) 父母
- (エ) 孫
- (オ) 祖父母
- (カ) 兄弟姉妹
- (キ) (イ)～(カ)の配偶者
- (ク) 同居の親族（2親等以外を含む）

イ 相談対象者が障害者または施設入所者であり、かつ一般的に本人が来訪することが困難であると認められる事情Point 7であること

ウ 家族の本人確認書類

エ 次の（ア）及び（イ）を窓口装置で確認できる記録と突合し一致する

- (ア) 相談対象者の氏名、生年月日、住所
- (イ) 家族の氏名、生年月日、住所

＜注意＞

- ・ 委任状を持参していない家族が、日本年金機構から本人宛に送付された通知書類等を持参している場合、その通知書等の記載内容に関する相談のときは、相談に応じること。
- ・ 通知書等に記載のない事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数、標準報酬月額等の被保険者記録に関することや、年金額、支払額、受取先金融機関等の受給権者記録に関するについては、回答することはできない。

② 代理人（法定代理人以外）Point 9・10

- 次のア及びイを確認できたときは、個別相談Point 1 に応じることができる。

ア 委任状Point 6

イ 代理人の本人確認書類Point 5

- 文書交付をするときは、委任状に「受任者に交付を希望する」旨の記載があることを確認できた場合に応じることができる。

<注意>

代理人（受任者）に対しての年金手帳・基礎年金番号通知書の窓口での即時交付は禁止する。後日、受給者原簿に収録された住所（被保険者の場合は、基礎年金番号基本情報に収録されている住所）へ送付する。ただし、次の代理人（受任者）である場合に限り、即時交付を可能とする。

- ・社会保険労務士、社会保険労務士の代理の方
- ・法定代理人（法定代理人であることが分かる書類が必要）
- ・事業主、事業主の代理の事務員（事業主を通じて提出されたもの）

③ 親権者Point 10

- 次のア～ウをすべて確認できたときは、個別相談Point 1 及び文書の交付に応じることができる。

ア 次の（ア）又は（イ）の相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

（ア）年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している

（イ）日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 など

イ 親権者であることを証明できる、戸籍全部事項証明書など（交付日から6ヶ月以内のもの）

ウ 親権者の本人確認書類

④ 成年後見人等Point 10

- 次のア又はイを確認できたときは、個別相談Point 1 及び文書の交付に応じることができる。

ア 成年後見人等からの届出Point 11 があるときは、次の（ア）～（ウ）をすべて確認する。

（ア）次のa又はbの相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

a 年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している

b 日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 など

（イ）窓口装置で確認できる成年後見人等の住所・氏名など

（ウ）成年後見人等の本人確認書類Point 5

④ 成年後見人等Point 10（つづき）

イ 成年後見人等からの届出Point 11がないときは、次の（ア）～（ウ）をすべて確認する。

（ア） 次のa又はbの相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

　a 年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している

　b 日本年金機構から本人に交付された文書など

（イ） 次のa又はbの成年後見人等であることを証明できるもの（いずれも交付日から6ヶ月以内のもの）

　a 法務局の登記事項証明書

　b 裁判所の審判書の謄本及び確定証明書

（保佐人・補助人は裁判所・不在者財産管理人の審判書の謄本）

＜注意＞

　保佐人・補助人・任意後見人については、財産管理の代理権が認められている場合に限る。

（ウ） 成年後見人等の本人確認書類

⑤ 施設・療養機関の職員

●次のア～ウをすべて確認できたときは、被保険者記録に関する個別相談Point 1に応じることができる。また、被保険者記録の情報のみ交付（再交付）に応じることができる。

ア 相談対象者が施設入所者であり、一般的に来訪することが困難であると認められる事情Point 7があること

イ 次の（ア）～（ウ）のいずれか1つを確認

（ア） 家族から文書による相談依頼が施設・療養機関の職員に対してあること

（イ） 家族が本人に代わって相談することができない、次のa～cの状況が記された申立書があること

　a 家族がいないか、又は家族がいることが確認できない

　b 家族の所在が不明である

　c 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない

（ウ） 家族が本人に代わって相談することができない、次のa～cの状況が聞き取りにより確認できたことを記録すること

　a 家族がいないか、又は家族がいることが確認できない

　b 家族の所在が不明である

　c 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない

ウ 施設・療養機関職員の本人確認書類Point 5

(3) 死亡者の年金個人情報の個別相談

死亡者の記録に基づく年金相談は原則、遺族基礎年金・遺族厚生年金・未支給年金※・寡婦年金・死亡一時金の受給権を有すると判断される場合のみ個別相談Point 1に応じることができる。

年金請求等にあたり、手続きに必要な相談対応については行う必要がある（行政手続法第7条、第8条）。請求等の相談の際に、戸籍や住民票が提示され、生計維持の確認に必要な書類を具備していると認められた場合は、手続きに必要な相談対応を行う。

しかし、死亡者の個人情報の提供については、遺族年金や未支給年金の支給決定後まで行うことはできないので注意すること。

対応にあたっては、年金相談と個人情報の提供との切り分けが必要なことに注意すること。なお、以下の条件に該当する場合は、個人情報の提供ができる。

① 遺族年金等の受給権者

- 次のア又はイを確認したときは、遺族年金等の金額を確定するために必要な最低限の個人情報の提供することができる。

<注意>

死亡者の個人情報の提供については、遺族年金や未支給年金※の支給決定後まで行うことはできない。

※ 未支給年金の受給権者のうち情報提供が可能となるのは、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限る。

ア 次の（ア）及び（イ）を確認できた場合

- (ア) 遺族の遺族年金等が決定済みであることを確認できる日本年金機構から交付した文書Point 4を持参しているとき
- (イ) 遺族の本人確認書類Point 5

イ 日本年金機構から交付した文書を持参していないときは、次の（ア）～（ウ）を突合して一致し、遺族年金等の受給権者であることを確認できた場合

- (ア) 年金相談・手続受付票に記載されている各項目
- (イ) 窓口装置で確認できる記録
- (ウ) 遺族の本人確認書類Point 5

② 遺族年金等の受給権者以外の相続人

遺族年金等の受給権者以外の相続人に対しても、社会通念上必要な範囲であれば、死亡した者のプライバシーに配慮しつつ、一定の条件の下で死亡時の年金種類、年金額、最終に年金を振り込んだ金融機関の口座情報の提供が可能である。

ア 損害賠償請求権のある相続人

□ 次の（ア）～（オ）をすべて確認できたときは、損害賠償を受けるうえで必要となる文書（東京電力の損害賠償を受ける場合・自動車損害賠償補償法の保険金を受ける場合）として、年金額改定通知書やそれに代わる死亡前1年間の年金受給額に限定した文書の交付（再交付）に応じることができる。

- (ア) 本人（死亡者）の基礎年金番号
- (イ) 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの
- (ウ) 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など
- (エ) 損害賠償を受け取る権利があることを証明する書類
- (オ) 相続人の本人確認書類Point 5

イ アスベスト被害者の相続人（国に損害賠償請求訴訟を提起する場合に限る）

□ 次の（ア）～（オ）をすべて確認できたときは、死亡者の被保険者記録照会回答票（制度共通096-1）を提供することができる。

- (ア) 本人（死亡者）の基礎年金番号
- (イ) 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの
- (ウ) 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など
- (エ) 国に対して損害賠償訴訟を提起するため※に必要であることを証する書類（若しくは口頭にてその旨を確認）
- (オ) 相続人の本人確認書類Point 5

※ 依頼者が遺族年金等の受給権者でなく、他に遺族年金等の受給権者がおり且つ生存している場合は情報提供不可。

弁護士法第23条の2 第2項に基づく照会があった場合や、石綿健康被害救済法に基づく補償を労働基準監督署から照会があった場合にも被保険者記録照会回答票（制度共通096-1）を提供することができる。

② 遺族年金等の受給権者以外の相続人（つづき）

ウ 相続財産管理人

- 次の（ア）及び（イ）を確認したときは、相続財産管理人と特定し、「被相続人（死亡者）の相続財産の調査に必要なもの」・「準確定申告用源泉徴収票」のみ文書の交付（再交付）に応じられる。

(ア) 相続財産管理人の本人確認書類

(イ) 次のa又はbの相続財産管理人であることを証明できるもの（いずれも交付日から6ヶ月以内のもの）

a 法務局の登記事項証明書

b 裁判所の審判書の謄本 など

エ 準確定申告を行う相続人

- 準確定申告を行う旨の申し立てがあった場合で、次の（ア）～（エ）をすべて確認できたときは、準確定申告を行う相続人と特定し、準確定申告用源泉徴収票の交付（再交付）に応じることができる。

(ア) 本人（死亡者）の基礎年金番号

(イ) 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの

(ウ) 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など

(エ) 相続人の本人確認書類Point 5

オ 死亡者の財産や債権債務の確定を事由とする場合の相続人口

死亡者が保有していた不明な預貯金の口座確認等を目的として、相続人から年金額及び年金口座の変更履歴の提供依頼があった場合で、次の（ア）～（エ）をすべて確認できたときは、死亡者が受給していた年金の種類、年金額変更履歴、年金受給口座情報変遷の提供が可能である。

(ア) 本人（死亡者）の基礎年金番号

(イ) 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの

(ウ) 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など

(エ) 相続人の本人確認書類Point 5

カ 死亡者の年金にかかる返納金の返済義務者

- 次の（ア）～（カ）すべてについて確認できた場合は、返納金にかかる年金額や年金振込の金融機関、口座情報の提供に応じることができる。

ただし、返納通知は、未支給・死亡届の提出者に送付されるため、返納告知を受けた者が返済義務者と必ずしも同一人ではないので注意する。

(ア) 死亡者の返納通知を持参しており、かつ返納金の返済義務者であること

(イ) 死亡者と届出（相続）人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など

(ウ) 届出（相続）人の本人確認書類Point 5

③ 死亡者の遺族から年金記録照会申出書が提出された時の対応
(遺族年金等が決定されていない場合)

- 遺族年金等の権利確認のため、遺族から「年金記録照会申出書」が提出された場合は、次のア～ウすべてについて確認したうえで受付を行う。

- ア 戸籍謄本又は戸籍抄本により死亡者との続柄
- イ 死亡時において生計同一（維持）関係にあったこと
- ウ 申出者の他に先順位者がいないこと

<注意>

イ・ウについては、受付時には口頭確認のみでよい。調査結果、遺族年金等の受給権の発生の有無により、その後の対応が異なる。

Point!1**一般相談と個別相談**

(一般相談)

「一般相談」とは、窓口装置等で確認できる個人情報を用いずに相談を行うもので、窓口に来所されているお客様の本人確認は不要。

本人確認書類をお持ちでない方や、委任状をお持ちでない方に対しては、「一般相談」として「年金制度」や「手続き方法」等について相談を行う。

(個別相談)

窓口装置等で確認できる個人情報に基づいて相談を行うもので、お客様の本人確認が必要。

Point!4**日本年金機構から本人に交付された文書**

日本年金機構が国民に対して送付する文書には様々なものがある。

しかし、ただ単に日本年金機構から郵送されたものが日本年金機構から本人に交付された文書に該当するものではない。

主な例として、基礎年金番号、年金コードが記載された

- ① 年金手帳
- ② 年金証書
- ③ 改定通知書
- ④ 振込通知書
- ⑤ 支給額変更通知書
- ⑥ 年金請求書（ターンアラウンド）

などの他に、窓口装置で照会番号又はお客様のお問い合わせ番号を入力することにより、基礎年金番号を確認することができる

- ①'ねんきん定期便
- ②'年金記録の再確認のお願い

などを日本年金機構から本人に交付された文書とみなす。

個人情報の不正取得が原因となる案件が発生しているので、日本年金機構から本人に交付された文書の原本であっても、相談時の対応には細心の注意を払うことが必要。

Point!5

本人確認書類の一般例

| 1つの提示で足りるもの | 2つ以上の提示が必要なもの (異なる○印の組合せが必要です) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カード ○運転免許証（運転経歴証明書） ○住民基本台帳カード（写真付きのもの） ○旅券（パスポート） ○身体障害者手帳 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ○特別永住者証明書 ・在留カード ○国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの） <ul style="list-style-type: none"> ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・獵銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証 （警備員に関する検定の合格証） | <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合） ○児童扶養手当証書、特別児童手当証書 ○住民基本台帳カード（写真付でないもの） ○公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書又は恩給証書 ○年金手帳 ○日本年金機構が交付した通知書※ <ul style="list-style-type: none"> ・年金額改定通知書 ・年金振込通知書等 ○金融機関又はゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード（個人番号の提供を受ける場合の身元確認には使用できない） ○印鑑登録証明書 ○学生証（写真付きのもの）※ ○国、地方公共団体又は法人が発行した身分証明書※（写真付きのもの） ○国又は地方公共団体が発行した資格証明書※（写真付きのもので左記に掲げる書類以外のもの） |

※ 「①氏名」、「②生年月日又は住所」が記載されたものに限る。

- ・資格（身分）証明書（公的機関等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの）は原本の提示が必要。写しや画像は認められない（郵送の場合を除く。）。
- ・なお、例示にないものであっても内容を確認し、例に相当すると認められるものは「本人確認書類」とすることができる。
- ・上記書類は、「金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金通帳等」を除いて個人番号の提供を受ける場合の身元確認書類として取り扱う。

Point!6**委任状**

お客様が本人ではないときで相談対象者の個別年金相談Point 1を行うときは、お客様が委任者（本人）の真正な委任を受けた代理人であることを、委任状によって委任者（本人）の意思を確認する。

そのため委任状は、次の項目すべての記載等があることが必須。

- ① 作成年月日
- ② 委任者（本人）が被保険者のときは基礎年金番号※
委任者（本人）が受給者のときは基礎年金番号※・年金コード
- ③ 委任者（本人）の署名・押印
- ④ 委任者（本人）の生年月日・住所
- ⑤ 委任する相談の内容
- ⑥ 代理人（相談者）の氏名・住所・委任者（本人）との関係
- ⑦ 相談対象者が死亡者のときは次の項目
 - ア. 死亡者の基礎年金番号
 - イ. 死亡者と委任者（本人）との続柄
 - ウ. 死亡者の氏名
 - エ. 死亡者の生年月日

※ 委任者（本人）の基礎年金番号が不明のため未記入であったとしても、代理人（相談者）がねんきん定期便などの日本年金機構から本人に交付された文書Point 4を持参し、かつその文書の照会番号で基礎年金番号が確認できるときは、年金相談Point 4の受付票の余白に照会番号を窓口担当者が朱書きで記入することで委任状への基礎年金番号の記入に代えることができる。

委任状【委任者（ご本人）】の氏名欄は、署名・押印を必ず本人が行うこととしているが、相談対象者が視覚障害者等のときで、代理人が持参した委任状の氏名欄が代筆のときは、電話等により委任者（本人）の意向を確認すること。

なお、年金相談においては、法人を代理人にすることを認めていない。

Point!7**本人が来訪することが困難であると認められる事情**

来訪することが困難な事情については、ただ単に相談対象者（本人）が障害者、介護保険サービスを受けられる施設への入居者や怪我や病気により療養機関に入院していれば該当するものではない。

日常生活を営むうえで年金事務所に来訪し、相談をすることが困難だと一般的にみて納得できる具体的な理由が必要となる。

そのため、それらの事情を確認するために、次の書類の提示を求めるとともに、相談のなかで状況や程度の聞き取りを行い判断すること。

① 心身に障害がある者

次のア～エのいずれか1つを確認する。

- ア. 身体障害者手帳
- イ. 要介護認定の通知書
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳
- エ. 療育手帳等

② 施設入所者・医療機関入院者

施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）

Point!8**交付（再交付）ができるもの・できないもの****(交付（再交付）ができるもの)**

- ① 年金証書
- ② 年金手帳※ 1
- ③ 各種通知書・証明書（④～⑥を除く）
- ④ 準確定申告用源泉徴収票※ 2
- ⑤ 給付証明書※ 2
- ⑥ 支給額変更通知書（再交付）※ 2
- ⑦ 船員保険の仮年金番号に収録された被保険者記録など

※1 ②の年金手帳（基礎年金番号通知書を含む）については、代理人（受任者）への窓口での即時交付ができない。登録されている本人の住所に郵送する。
なお、その他の交付物についても即時交付の際は、本人及び代理人確認を確実に行う。

※2 ④の平成21年以前のもの及び⑤・⑥については、年金事務所で作成できないため、日本年金機構（本部）へ依頼する。

(交付（再交付）ができないもの)

- ① 相談対象者の記録以外の情報（配偶者の記録など）
- ② 日本年金機構以外の機関が決定した次の情報
 - ア. 雇用保険関係
 - イ. 共済給付関係
 - ウ. 特別徴収関係
 - エ. 住民基本台帳関係など

Point!9**社会保険労務士**

社会保険労務士の業務の範囲については、社会保険労務士法（社労士法）第2条に規定されており、同法第2条別表第一に掲げる労働及び社会保険の関する法令に基づき、本人が行う申請及び届出等に関して「申請書の作成」、「提出代行」、「事務代理」等を行うことになっている。

ほとんどのケースは委任状Point 6 が提示されるが、申請及び届出書等の所定の様式に提出代行者又は事務代理者の表示があり、社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名があるときは、委任状の提示は必要ない。

なお、年金請求書の提出と同時に年金記録の交付や年金額試算を求められるときは、原則として委任状の提示が必要となる。ただし、年金記録の交付や年金見込額試算それぞれの申請様式（任意作成したもので可）に事務代理者の表示をしたものを持出すれば、委任状の提示は必要ない。

また、代理人で来訪した相談者が社会保険労務士で、身分証明書を持参していないときは、全国社会保険労務士会連合会が発行した社会保険労務士証票（写真付）、前記証票の持参がないとき、又は証票に貼付された写真が古い等の理由により本人確認が困難なときは、都道府県社会保険労務士会が発行した会員証または職員証明書（写真付）により確認することも可能。

文書の交付（再交付）Point 8 については、申請及び届出書等に社会保険労務士の提出代行者又は事務代理者の表示がある場合は、委任状がなくても窓口交付ができる。

社会保険労務士の提出代行と事務代理

| 業務 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 提出代行 社労士法2①－1の2 | 申請等の書類を提出するまでの行為（機構への説明、質問回答、提出書類に必要な補正等）ができる。 提出代行者であることは、申請等の所定の様式に「 提出代行者 」の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。 |
| 事務代理 社労士法2①－1の3 | 申請等、審査請求、異議申立及び調査若しくは処分に関する主張または陳述等の行為ができる。 事務代理者であることは、委任状または契約書の提示若しくは申請等の所定の様式に「 事務代理者 」の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。 |

Point!10**法定代理人**

法定代理人は、代理人の一種で法律により代理権を定められた人。本人が代理権を与えることなく、法律により代理権が与えられる点が、（任意）代理人と異なる。

(法定代理人の種類)

- ① 親権者
- ② 未成年後見人
- ③ 成年後見人
- ④ 代理権付与の審判がなされた保佐人
- ⑤ 代理権付与の審判がなされた補助人
- ⑥ 不在者財産管理人
- ⑦ 相続財産管理人

(親権者)

親権者とは、未成年者（満20歳未満の者で婚姻をしたことがないもの）に対して親権を行うものとのことで、その者の父母であることが原則だが、養子や離婚、認知等によりその他の者が親権者となる場合がある。

〔民法第818条参照〕

(未成年後見人)

親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がない場合には、遺言により指定されている場合を除き、家庭裁判所が申立てにより未成年後見人を選任する。

未成年後見人とは、未成年者（未成年被後見人）の法定代理人であり、未成年者の監護・養育、財産管理、契約等の法律行為などを行う。

〔民法第839条参照〕

(成年後見人・保佐人・補助人)

成年後見制度とは、判断能力（事理弁識能力）の不十分な成年（認知症を発症した高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」がある。

〔民法第843条参照〕

(1/2)

Point!10(続き)**法定代理人****(不在者財産管理人)**

従来の住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない人（不在者）に財産管理人がいないとき、家庭裁判所は申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係のある第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができる。

選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得たうえで、不在者に代わって遺産分割、不動産の売却等を行うことができる。

[民法第25条参照]

(相続財産管理人)

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する人がいなくなったときも含む）、家庭裁判所は申立てにより、相続財産の管理人を選任する。

相続財産管理人は、被相続人（死亡者）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになる。

[民法第918条、943条、952条参照]

(2/2)

成年後見の種類

| | 法定後見制度（家庭裁判所に審判の申立てが必要） | | | 任意後見制度 |
|-------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------|--|
| | 後見 | 保佐 | 補助 | |
| 対象となる方 | 判断能力が全くない方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 | 判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ契約により「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」を決めておくことができる |
| 成年後見人の権限 (必ず与えられる権限) | 財産管理に関する全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く） | 特定の事項※1についての同意権※2、取消権（日常生活に関する行為を除く） | — | |
| 申立てができる方 | 本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など | | | 本人 |

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項を指す。

※2 本人（被保佐人）が特定の行為を行う際に、その内容が本人（被保佐人）に不利益ではないかを検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限。

Point!11**法定代理人の届出**

親権者を除く法定代理人は、法定代理人の権限の範囲内で本人に代わって届出内容の変更を申し出ることができる。

年金事務所は法定代理人から「年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」を受け付けたときは、

(要領第118号) 成年後見人等からの届出に関する事務処理要領に基づく処理を行い、処理が完了したときは届け出た内容を窓口装置で確認できる。年金相談マニュアルでは、処理が完了した状態を「法定代理人からの届出があるとき」としている。

3. 原本還付の取扱い

年金の請求以外の目的で使用することがある書類について、来庁者から原本の返却の申出があった場合は、まず原本を提示いただき、そのコピーは取得した上で、来庁者へ原本を返却する取扱いとしています。

この取扱いについて整理したのが、「年金請求書等添付する住民票及び戸籍本の取扱いに関するQ & A」となります。

Q 1 コピーを原本に代えて添付できる書類（原本証明した上で、原本を返却できる書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A 1

請求者等から、次の①又は②に掲げる書類等の提示がなされ、原本の返却を求める旨の申出があった場合には、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

①公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書（年金証書、被保険者証、行政処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべきものは除く）

＜例＞ 住民票（除票）の写、戸籍（除籍）謄本（抄本）、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書 等

【注1】年金請求等に用いることを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除又は減免した上で交付する戸籍等の公文書にあっては、必ず原本の添付を求めてください。

例えば、次の記載例にあるような表示が戸籍等に付されている場合には、必ず原本の添付を求めてください。

＜記載例＞

- 年金用、国民年金用、年金手続用、公的年金手続用、特別法
- この証明は戸籍手数料に関する特別法の規定に基づく戸籍に関する証明と同一の目的に使用するために交付するものです。
- この証明は公的年金手続用です。他の目的では使えません。 等

【注2】公務員が作成したものであっても、その職務権限に基づき、職務の執行として作成したものといえない場合には、必ず原本の添付を求めてください。

②法人印又は代表者印を付した上で法人が証明する私文書（契約書及び領収証等その他本人が所持すべきものは除く）

＜例＞ 源泉徴収票、在籍証明書 等

【注3】法人が証明したものであっても、年金請求等に用いることを目的として作成したものといえる場合には、必ず原本の添付を求めてください。

V

日本年金機構の執務用資料集

Q 2 コピーを原本として添付できる書類（原本を返却できる書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A 2

次の①から③に掲げる書類等にあっては、当該書類等のコピーの提出を求めてください。請求者等から、原本の提示がなされ、原本をコピーした場合でも、原本証明を省略して差し支えありません。

ただし、Q 1・A 1の①又は②に該当する書類等にあっては、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

- ①年金証書、被保険者証、処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべき公文書
- ②契約書及び領収証等その他本人が所持すべき私文書
- ③国民年金法施行規則や通知等において「〇〇の写し」と規定されている書類等

Q 3 原本を添付する書類（原本を返却できない書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A 3

年金請求等に用いることを目的として、公の職務又は個人の立場において、署名又は押印が付されている私文書にあっては、必ず原本の添付を求めてください。

<例> 医師又は歯科医師の診断書、生計維持関係の事実に関する第三者証明 等

Q 4 請求者等に対して、その都度、原本の返却に係る意思を確認する必要があるのでしょうか。

A 4

Q 1・A 1に該当する書類等にあっては、申出があった場合に限って返却を認めるものであり、その都度、返却に係る意思を確認する必要はありません。

Q 2・A 2に該当する書類等にあっては、申出がなくても原本を返却してください。

Q 5 原本証明の方法を具体的に教えてください。**A 5**

次の①又は②に掲げる方法により原本証明してください。
ただし、次の①に該当する場合でも、次の②に掲げる方法により原本証明して差し支えありません。

①窓口等において職員等が原本を確認した上で、即時に原本を返却する場合

原本の添付義務が課されており、現に原本を所持しているのは請求者等であることから、請求者等をコピーの名義人（作成者）とする方法により原本証明してください。

原本のコピーに対して、請求者等が「○○の原本と相違ない」旨の認証文言を付記して記名押印（自署の場合には押印省略可）した上で、原本を確認した職員等が「提示された原本と相違ないことを確認した」旨の事跡を付記して記名押印してください。

また、請求者等の代理人が原本証明をする場合は、請求者等の代理人が「原本と相違ない」旨の認証文言を付記した上で、記名押印していることを確認してください。

請求者等の代理人が社会保険労務士であり、請求書等に「事務代理者」の表示がある場合には、当該事務代理に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印してください。

<例 1> 請求者において原本証明、職員において原本確認

この写しは、○○の原本と相違ありません。

平成○年○月○日

《請求者名》印（自署の場合には押印省略可）

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

平成○年○月○日

日本年金機構 ○○年金事務所 お客様相談室 《職員名》印

<例 2> 代理人において原本証明、職員において原本確認

この写しは、○○の原本と相違ありません。

平成○年○月○日

代理人 《代理人名》印

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

平成○年○月○日

日本年金機構 ○○年金事務所 お客様相談室 《職員名》印

②郵送で原本を受理した場合や事後に原本の返却を求める旨の申出があった場合等

現に原本を所持しているのは年金事務所、事務センター又は街角の年金相談センター等であることから、その所属長をコピーの名義人（作成者）とする方法により原本証明してください。

原本のコピーに対して、所属長において「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名した上で、所属長の公印を押印してください。

なお、街角の年金相談センター等においては、所属長の公印を所持していないことから、所属長（センター長）の私印と併せて受付印を押印する取扱いとしております。

＜例3＞ 年金事務所長において原本証明

この写しは、提示された原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日
日本年金機構 〇〇年金事務所長

事務所
長の印

＜例4＞ 事務センター長において原本証明

この写しは、提示された原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日
日本年金機構 〇〇事務センター長

センター
長の印

＜例5＞ 街角の年金相談センター長において原本証明

(受付印：参考例)

受付
2012.01.11
日本年金機構
街角の年金相談センター
〇〇

この写しは、提示された原本と相違ありません。印

センター長の私印

V

日本年金機構の執務用資料集

Q 6 謄本はホッチキスで綴られておりますが、コピーする際に当該謄本を綴っているホッチキスを外してもよろしいのでしょうか。

A 6

原本としての証拠価値を失ってしまうので、絶対に外してはいけません。

謄本は綴られたものの全体が「一つの原本」として証拠価値を有する文書であり、その全体に対して「原本と相違ない」旨の認証文言が付されております。

また、謄本は「通し穴」で打ち抜かれており、バラバラにした時点で元に戻すことができない仕掛けとなっております。

したがって、謄本等の連続した書類一式が原本として提示された場合には、面倒でもホッチキス等を外さずに、そのままの状態でコピーしてください。

Q 7 「年金請求書等」の範囲を教えてください。

A 7

「業務処理マニュアル（年金給付）」に規定される全ての請求書等が対象となります。

Q 8 市区町村役場に対して、本件取扱いについて、どのように周知すればよろしいのでしょうか。

A 8

原則として、「Q 5・A 5の①」の方法により原本証明するよう勧奨してください。

市区町村役場が「Q 5・A 5の②」の方法により原本証明する場合には、「通常業務における年金給付事務に係る最終の決裁権限を有する者」において、「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名した上で、当該職名の公印を押印いただくよう勧奨してください。

なお、本件取扱いの周知に当たっては、市区町村役場に対して、このQ & Aを情報提供しても差し支えありません。

| | |
|------|---|
| テーマ | 共済期間に係る基礎年金対象期間について |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第31条 |
| 疑義内容 | <p>昭和2年生まれの男性（受給年金コード0160、0161、1150）で、共済加入期間は昭和18年から昭和44年の退職まで215カ月、その後再任用で昭和51年から昭和62年まで125カ月の期間となっています。（地方職員共済組合）また、オンラインデータ上この者にかかる年金コード0160は昭和44年に受給権が発生、0161は平成4年に65歳到達により受給権が発生しています。</p> <p>この者の場合、60年改正法附則第31条により、共済年金加入期間は基礎年金対象期間とならず、また、厚生年金期間も旧法の通算老齢年金の裁定としてよろしいかご教示願います。</p> |
| 回答 | <p>昭和60年改正法附則第31条では、大正15年4月2日以降に生まれた者であって昭和61年3月31日において共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）等の受給権を有していた者については、昭和61年4月1日以降に受給権の発生するその者の国民年金の老齢年金は旧法の規定を適用することとし、老齢基礎年金は支給しないことになっています。</p> <p>また、旧厚生年金保険法第46条の3では、各公的年金制度の加入期間が1年以上あり、その制度の老齢年金の受給資格期間を満たしていない者が、60歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして60歳に達したときに、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、その制度から</p> <p>支給される老齢（退職）年金を受給するのに必要な加入期間以上であること等の要件を満たせば、通算老齢年金を支給することになっています。</p> <p>※通算対象期間とは、各公的年金制度の加入期間のこと（国民年金の場合は、保険料納付済期間か保険料免除期間）</p> <p>※通算年金制度が実施された昭和36年4月1日前の期間については、同日まで引続いている期間についてのみ通算対象期間とされます。</p> <p>以上を踏まえると、本件対象者については、昭和44年6月において退職年金の受給権を有し昭和61年3月31日において55歳に達していることから老齢基礎年金は支給されません。また、他の公的年金制度である共済年金の通算対象期間が共済年金から支給される退職年金を受給するのに必要な加入期間以上であることから、厚生年金保険被保険者期間に基づく通算老齢年金が支給されます。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 統合共済期間を有する者の受給権発生について |
| 関連条文 | 厚生年金保険法平成8年改正法附則第5条、8条 国民年金法昭和60年改正法附則第8条5項四の二 厚生年金保険法昭和60年改正法附則第63条 |
| 疑義内容 | 昭和11年8月生の旧適用法人共済組合期間に基づく退職年金(年金コード0160・昭和61年3月31日受給権発生)のみを受給している者に1年未満(昭和28年5月～同年11月)の厚生年金被保険者期間が判明した時、65歳より新法老齢厚生年金(平成13年7月受給権発生)を支給できるでしょうか。 |
| 回答 | <p>① 厚生年金保険法附則(平8)第5条により、旧適用法人共済組合員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされます。</p> <p>② 厚生年金保険法附則(平8)第8条第1項第2号により、施行日の前日において旧適用法人共済組合が支給する旧国共済法の規定による退職年金の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は計算の基礎としません。</p> <p>③ 厚生年金保険法附則(昭和60)第63条第1項により、施行日の前日において共済組合が支給する退職年金(同日において55歳に達している者に限る)の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第3章第2節(老齢厚生年金)および同法附則第8条(老齢厚生年金の特例)を適用しません。</p> <p>以上①～③により、新たに判明した1年未満の厚生年金保険の被保険者期間をもとに新法による老齢厚生年金を支給することになります。</p> |

| | |
|------|--|
| テーマ | 配偶者が厚生年金同月得喪の期間に係る合算対象期間の取扱いについて |
| 関連条文 | 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項、第6項 国民年金法第11条の2、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年）第14条 |
| 疑義内容 | <p>下記の事例において、昭和49年10月に夫が同月得喪の厚生年金記録がある場合、昭和49年10月を合算対象期間とすることが可能か、ご教示願います。</p> <p>妻については、国民年金強制加入期間（未納）・国民年金任意未加入期間の2つが存在しています。旧法においては新法の第11条の2の規定がないこと、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第14条の規定により、合算対象期間として取り扱えるものでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><例> 昭 和 49 年 10 月</p> |
| 回答 | <p>妻については、国民年金強制加入期間（未納）・国民年金任意未加入期間の2つが存在しています。</p> <p>国民年金の被保険者期間が未納の場合は、昭和49年10月は合算対象期間となります（国民年金法附則（昭和60）第8条第5項）。</p> <p>国民年金の被保険者期間が納付・免除されていた場合は、納付済期間・免除期間となり、昭和49年10月は合算対象期間とはなりません（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第14条）。</p> |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|---|
| テーマ | 厚生年金保険と農林共済組合員期間の重複について |
| 関連条文 | 農林共済廃止前の厚生年金保険法第12条第1項第1号□ |
| 疑義内容 | <p>昭和28年12月25日生まれ女性 厚生年金保険加入期間中の平成6年2月7日に農林共済組合に加入、その後平成6年3月1日に厚生年金保険の資格喪失となりました。ただし、農林共済組合と厚生年金保険の期間重複のため平成20年5月27日に厚生年金保険の資格喪失日を平成6年2月7日にする訂正処理が行われました。</p> <p>厚生年金保険被保険者が共済組合の組合員となった場合、農林共済廃止前の厚生年金保険法第12条第1項第1号の□により適用除外となり資格喪失となります。農林共済が平成14年に厚生年金保険と統合され厚生年金保険被保険者期間とみなされることになったため、過去の重複した期間について「報酬合算」等、将来の年金額に反映することができないでしょうか。</p> |
| 回答 | 統合日前の農林共済期間は、平成14年4月以降においても農林共済法に基づいた組合員の期間であったことに変わりはなく、農林共済廃止前の厚生年金保険法第12条第1項第1号□により、厚生年金保険は適用除外となり被保険者としないため、報酬合算などの取扱いはできません。 |

V

日本年金機構の執務用資料集

| | |
|------|--|
| テーマ | 年金条例職員期間のみを持つ者の加入期間の確認について |
| 関連条文 | 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第2条第1項第19号、第7条第1項第1号、通算年金通則法第5条、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 |
| 疑義内容 | <p>東京都においては、昭和30年2月に各現業部局（交通局・水道局・下水道局等）が独自に局ごとの共済制度を設け、厚生年金から移行していました。これは昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法が施行されるまで続きました。いわゆる年金条例職員です。この期間は地方公務員共済設立以降も在職していた者は共済組合員としての記録が残されていますが、それ以前に退職した者については、共済組合に記録は残っていません。</p> <p>今回昭和31年～36年にかけ東京都交通局に在職した者の加入期間確認を行う必要があるため、何をもって加入期間の証明とするかご教示願います。当然共済組合からは加入期間確認通知書は発行されません。東京都交通局では、局長名の「在職証明書」をもって加入期間確認通知書の代わりとしていたとのことでしたが、この取扱いについてご教示願います。</p> |
| 回答 | <p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第2条第1項第19号に規定する年金条例職員期間は、同法第7条第1項第1号により、地方公務員等共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に職員であった者で施行日に組合員となり、引き続き組合の組合員である場合に、同法に規定する組合員期間に算入することとされており、この場合は、施行日前の期間を含め、所属の共済組合により年金加入期間確認通知書が発行されます。</p> <p>一方、昭和37年12月1日前に退職した者の年金条例職員期間については、通算年金通則法第5条により通算対象期間とされ、新法においては、昭和60年改正法附則第8条第5項第3号及び第5号により合算対象期間とされるが、当該期間を証明するものについては地方公共団体により発行されるものであるから、東京都交通局の職員であった期間を合算対象期間とする場合は、局長名で発行される在職証明書を当該期間を明らかにすることができる書類と取り扱ってください。</p> <p>なお、共済組合と同様、昭和36年4月1日前の在職期間のうち、同日まで引き続く期間以外のものは合算対象期間とされないことに留意願います。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------------------------|------|----------|--|------|-----------------------|--|------|--------------|--|--------|--------------------------|--|-----------|-----|--|-----------|--------------------------|
| テーマ | 旧法該当者の離婚分割における老齢厚生年金受給の可否について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連条文 | 厚生年金保険法第78条の6 第3項、第78条の11、厚生年金法附則第17条の10、厚生年金保険法昭和60年改正法附則第63条、平成16年改正法附則第48条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 疑義内容 | <p>離婚分割において以下の第2号改定者が離婚分割改定請求をし、「みなし被保険者期間」が298カ月となった場合の老齢厚生年金の受給の可否についてご教示願います。</p> <table> <tbody> <tr> <td>第2号改定者</td> <td>生年月日</td> <td>大正14.8.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>婚姻期間</td> <td>昭和24.10.19～平成21.12.16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受給年金</td> <td>旧国民年金法通算老齢年金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国年加入期間</td> <td>20カ月（昭和47.4～昭和48.11全て納付）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>厚年・共済加入期間</td> <td>0カ月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>みなし被保険者期間</td> <td>298カ月（昭和31.7.1～昭和56.5.1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>「みなし被保険者期間」と旧法年金の受給権に関して、厚生年金保険法昭和60年改正法附則第63条の規定によると「みなし被保険者期間」は老齢厚生年金の受給資格としての被保険者期間から除外する規定があるため「みなし被保険者期間」298カ月では老齢厚生年金の受給権は発生しない。また、「みなし被保険者期間」は旧厚生年金保険法通算老齢年金の受給資格としての被保険者期間に含まれるため、昭和60年改正前厚生年金保険法第46条の3により被保険者期間1年以上あり、老齢年金を受けるために必要な期間を満たしていないため、老齢厚生年金ではなく旧厚生年金保険法通算老齢年金を受給するという取扱いでよいでしょうか。</p> | 第2号改定者 | 生年月日 | 大正14.8.3 | | 婚姻期間 | 昭和24.10.19～平成21.12.16 | | 受給年金 | 旧国民年金法通算老齢年金 | | 国年加入期間 | 20カ月（昭和47.4～昭和48.11全て納付） | | 厚年・共済加入期間 | 0カ月 | | みなし被保険者期間 | 298カ月（昭和31.7.1～昭和56.5.1） |
| 第2号改定者 | 生年月日 | 大正14.8.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 婚姻期間 | 昭和24.10.19～平成21.12.16 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受給年金 | 旧国民年金法通算老齢年金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国年加入期間 | 20カ月（昭和47.4～昭和48.11全て納付） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 厚年・共済加入期間 | 0カ月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | みなし被保険者期間 | 298カ月（昭和31.7.1～昭和56.5.1） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | <p>離婚分割によって分割された被保険者期間（以下「みなし被保険者期間」という）は、厚生年金保険法第78条の6 第3項により第2号改定者の被保険者期間であったものとみなされます。</p> <p>「みなし被保険者期間」は、厚生年金保険法附則(60)第63条第3項の規定により、本件対象者の旧法老齢年金の支給要件（旧厚生年金法第42条）および通算対象期間（通算年金通則法第4条）を判断する際の被保険者期間には含みませんが、旧厚生年金保険法第46条の3に規定する通算老齢年金の支給要件については、「みなし被保険者期間」を被保険者期間から除外する規定がないため、通算老齢年金の支給要件の「被保険者期間が1年以上である者」の被保険者期間には含めることになります。</p> <p>よって、本件対象者は離婚分割によって「みなし被保険者期間」を有することにより、旧厚生年金保険法通算老齢年金が発生することになります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| テーマ | 通算対象期間について |
| 関連条文 | 通算年金通則法第4条第2項第5号 |
| 疑義内容 | <p>通算年金通則法第4条第2項第5号の「第2号イからへまでに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付または戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金を受けることができる者」について、恩給の給与初月及び給与開始月が昭和36年10月1日になる者が、当該恩給を昭和58年5月24日に請求し、請求の日より5年以上さかのぼった昭和53年4月が給与初月とされました。</p> <p>この場合通算対象期間は昭和36年10月からとなるか、昭和53年4月からとなるのかご教示願います。</p> |
| 回答 | 通算対象期間は、恩給証書にある給与期間により確認するため、昭和53年4月からとなります。 |

| | |
|------|--|
| テーマ | 通算老齢年金の通算対象期間について |
| 関連条文 | 昭和60年改正前厚生年金保険法第46条の3、第19条、通算年金通則法附則第2条、通算年金通則法第4条 |
| 疑義内容 | <p>＜事例＞</p> <p>明治43年4月6日生 女性 旧法国民年金老齢年金受給者 国民年金加入期間 昭和36年4月1日～昭和46年4月1日（120月納付）</p> <p>上記の者に、厚生年金第三種被保険者期間昭和20年2月1日～昭和21年1月28日（実期間11月）が判明しました。</p> <p>この期間について、旧法厚生年金の通算老齢年金支給が可能かご教示願います。</p> <p>旧法厚生年金の通算老齢年金は、「被保険者期間が一年以上である者」が受給権者となり得るが（旧厚年法第46条3）、この被保険者期間について、第三種被保険者の場合「第三種被保険者であった期間は3分の4を乗じて得た期間を被保険者期間とする」（旧厚年法第19条3項）とあることから、第三種期間については実期間一年未満であっても、実期間に3分の4を乗じた期間が一年以上であれば旧法厚生年金の通算老齢年金が支給できると判断してよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">（回答は次ページ）</p> |

(つづき)

| テーマ | 通算老齢年金の通算対象期間について |
|-----|--|
| 回答 | <p>厚生年金保険の通算老齢年金の支給要件については、厚生年金保険法（60 年改正前）第46 条の3 第1 項より、被保険者期間が1 年以上ある者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、60 歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして60 歳に達したときに、次のいずれかに該当する場合に支給するとあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 通算対象期間を合算した期間が、25 年以上であること。 ロ. 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、20 年以上であること。 ハ. 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であること。 二. 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。 <p>＜被保険者期間が1 年以上ある者について＞</p> <p>厚生年金保険の被保険者期間の計算については、同法第19 条に規定があり、第3 種被保険者であった期間については同条第3 項より、3分の4 を乗じて得た期間をもって被保険者期間とするとあります。本件対象者については、この度、昭和20 年2 月1 日から昭和21年1 月28 日の第三種被保険者であった実期間（11 月）が判明し、3 分の4 を乗じて得た期間が被保険者期間となるため、厚生年金保険法（60年改正前）第46 条の3 第1 項による被保険者期間が1 年以上ある者となります。</p> <p>なお、本件対象者の昭和36 年4 月1 日前の第3 種被保険者期間については、通算年金通則法附則第2 条において、「昭和36 年4 月1 日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者でなかった者等については、その者の同日前の厚生年金保険の被保険者期間期間は第4条第1 項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。ただし、その者が同日以後国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を有するに至ったときは、この限りではない。」とあることから通算対象期間となります。</p> <p>＜厚生年金保険法（60 年改正前）第46 条の3 第1 項各号について＞</p> <p>本件対象者は、国民年金保険料を昭和36 年4 月1 日から昭和46 年4 月1 日の期間で納付（120 月納付）しており、国民年金法（60 年改正前）第76 条により同法第26 条中の「25 年」とあるのを「10 年」で読み替えられた受給資格期間等の短縮による老齢年金を受給しています。</p> <p>以上より、被保険者期間が1 年以上ある者で上記ハ、二に該当することから厚生年金保険の通算老齢年金が支給されることになります。</p> |

収録されている疑義照会は日本年金機構のホームページに掲載されているものと同様です。